

## 7. 相互応援の現況

### (1) 相互応援体制一覧

協定等の名称	協定書	内容	協定年月日
消防相互応援協定	仙台市長、塩竈市長、名取市長、多賀城市長、岩沼市長、松島町長、七ヶ浜町長、利府町長、塩釜地区消防事務組合管理者	当該地域における大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期するため、消防組織法第21条の規定に基づき協定し、緊急時に際して相互に応援する。	昭和48年3月1日
広域消防相互応援協定	石巻地区広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合及び登米地区広域行政事務組合の管理者	消防組織法に基づく市町村の相互応援を拡大充実し、広域に亘る相互応援を行う。	昭和48年1月24日
消防相互応援協定	塩釜地区消防事務組合管理者 黒川地区消防事務組合管理者	大規模災害及び特殊な火災若しくは突発的災害に際してその鎮圧に万全を期するため、消防組織法第21条の規定に基づき相互に応援する。	昭和48年8月8日
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定	宮城海上保安部長と仙台市消防局長	船舶火災に対処して行う消火活動の分担、調査、通報、協力等について定め、相互に協力する。	昭和46年9月1日
	宮城海上保安部長と塩釜地区消防事務組合管理者		昭和45年4月1日
塩釜港タンカー事故等対策推進本部	構成機関（別添のとおり。）	塩釜港における流出油事故又はタンカー等の火災に対し、関係機関が連絡協議して、防災対策を推進する。	昭和47年4月26日
宮城県高压ガス地域防災協議会	協議会会員（119事業所）	県内における地域防災体制を確立し、高压ガス災害の発生又は拡大を協力して防止する。	昭和47年5月9日
海水油濁処理協力機構仙台支部	支部加盟事業所（別添のとおり。）	「海水油濁処理協力規程」に基づき、流出油防除活動を実施する際の組織、出動基準等を定め迅速かつ効果的な活動を実施する。	昭和48年8月1日
塩釜地区特別防災区域協議会	カメイ物流サービス㈱以下9社（別添のとおり。）	消防相互援助	昭和44年2月1日
全国石油工場災害相互援助規程	石油連盟加入会社	災害時における全国石油工場の相互援助について、その態勢及び運営に関する基準を定め、迅速、適確かつ組織的な措置をとる。	昭和45年10月12日
宮城県沿岸排出油等防除協議会	協議会会員（別添のとおり。）	宮城県沿岸海域において大量の油が流出した場合の流出油防除活動について、協議して実施を推進する。	平成6年11月16日

仙台地区共同防災組織に関する協定 仙台地区共同防災規程	ENEOS(株)仙台製油所 東北電力(株)新仙台火力発電所 全農エネルギー(株)仙台石油基地 仙台市ガス局港工場 東邦アセチレン(株)多賀城工場 JFEスチール(株)棒線事業部仙台製造所 (株)仙台サンソセンタード 日鉄建材(株)仙台製造所 東洋製罐(株)仙台工場 キリンビール(株)仙台工場 石油資源開発(株) 仙台パワーステーション(株)仙台パワーステーション	石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性に鑑み、当事者が協力して防災活動を実施するため、共同防災組織の設置及び運営に関する事項を定める。	昭和62年10月1日
塩釜地区特別防災区域協議会会則 共同防災規程	ENEOS(株)塩釜油槽所 出光興産(株)塩釜油槽所 東西オイルターミナル(株)塩釜油槽所 出光興産(株)貞山塩釜油槽所 カメリイ物流サービス(株)	同上	昭和52年7月14日
災害相互応援協定書	仙台地区共同防災運営協議会長 塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会長	仙台地区又は塩釜地区特別防災区域内での災害発生に際して、応急措置の実施及び災害の拡大防止を図るため、相互に応援する。	平成8年3月27日
宮城県広域消防相互応援協定	仙台市長、名取市長、登米市長、栗原市長、黒川地域行政事務組合理事長、石巻地区広域行政事務組合管理者、塩釜地区消防事務組合管理者、亘理地区行政事務組合管理者、仙南地域広域行政事務組合理事長、大崎地域広域行政事務組合管理者、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合理事長	消防組織法に基づき市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合が、行政区域を越えて広域的な消防相互応援を行う。	平成31年4月1日
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟56市長	石油基地自治体協議会に加盟する団体が、コンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災した場合に、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行う。	平成23年7月12日

## (2) 協定書等

### 消防相互応援協定書

仙台市長、塩釜市長、名取市長、泉市長、多賀城市長、岩沼市長、宮城町長、松島町長、七ヶ浜町長、利府町長、秋保町長及び塩釜地区消防事務組合管理者（以下「市長等」という。）は、大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期すため、消防組織法第21条の規程に基づき、消防の相互応援協定に関し、次のとおり協定する。

#### （相互応援）

第1条 市長等は、当該管理地域（以下「市等」という。）における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して、相互に応援するものとする。

第2条 この協定における応援は、災害発生地の市長等の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各市等間の隣接地域で発生したときは、災害発生地の市長等の要請をまたずに出動することができる。

#### （応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地の市長等から電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明確にして、応援する市長等に対し行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- 4 応援隊受領（誘導員配置）場所
- 5 その他応援に関し必要な事項

#### （応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた市長等は、当該市等の区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 市長等は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定期刻を災害発生地の市長等に通知するものとする。

#### （応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員（消防団員を含む。）の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- 2 機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- 3 前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の市等の負担とする。

#### （応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 応援隊の隊員が受けた損害は、地方公務員災害補償法又は当該市等消防団員等公務災害補償条例によるものとし、それ以外については、災害発生地の市等が負担するものとする。
- 2 応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を超えるもの及びその他の損害については、災害発生地の市等が

負担するものとする。

(施行期日等)

第7条 この協定は、昭和48年4月1日から実施する。

2 この協定の実施の際現に市長等間において締結されている消防相互応援協定は、廃止する。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な細目は、市等の消防長及び消防団長が、協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第9条 市町等は、本書12通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

昭和48年3月1日

仙 台 市 長	島 野 武
塩 釜 市 長	川 瀬 基治郎
名 取 市 長	莊 司 庄九郎
泉 市 長	鈴 木 幸 治
多賀城 市 長	大 場 源 七
岩 沼 市 長	古 内 広 直
宮 城 町 長	白 石 今朝松
松 島 町 長	伊 藤 政 治
七ヶ浜 町 長	赤 間 今 雄
利 府 町 長	鈴 木 権十郎
秋 保 町 長	秋 保 浩
塩釜地区消防事務組合管理者	川 瀬 基治郎

# 広域消防相互応援協定書

## (目的)

第1条 この協定は、消防組織法第21条に基づく市町村の相互応援協定を拡大充実し、広域消防組織間の相互応援の徹底を期することを目的とする。

## (協定の適用)

第2条 この協定は、災害対策基本法発動以前の事態に適用するものとする。

## (応援の適用)

第3条 応援の種別は、次のとおりとする。

- 一 消防隊の派遣
- 二 救急隊の派遣
- 三 その他、災害に際し必要と認めた事項

## (応援の方法)

第4条 消防長は、火災防ぎのため次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- 一 応援隊の派遣は、要請によって行うものとする。ただし、至近距離の火災又は火災の状況により派遣を要請すると判断したときは、要請がない場合であっても派遣することができる。
- 二 応援隊の数は、原則として一隊とする。ただし、火災の状況により増加することができる。
- 2 火災警報発令時その他警備の必要から応援隊を派遣することにより著しく警備力が弱体化すると判断される場合は、応援隊を派遣しないことができる。

第5条 本災その他の災害に際し、要請があった場合は応援隊側の判断により派遣するものとする。

## (応援要請)

第6条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにしてとりあえず口頭で行い、事後においてすみやかに文書をもってするものとする。

- 一 応援の種別
- 二 応援の日時及び場所
- 三 災害の状況
- 四 応援を要する人員、車両及び機械の数

## (応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 受援地の消防長又は消防署長とする。
- 二 指揮は応援隊の長に対して行うものとする。ただし、急を要するため、長に対して指揮するいとまがないときは、直接隊員に対し命令することができる。
- 2 応援隊の長は現場到着、引揚げその他消防行動等の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

## (応援に要した費用の負担)

第8条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- 一 応援に際し、受援地において発生した隊員及び一般人の死傷による療養費扶助等又は重大な機械器具の破損に要する費用の負担に関しては、協定当事者間においてその都度協議のうえ決定する。
- 二 応援の間における隊員の諸手当、被服等の損耗、動力用燃料等は応援側の負担とする。ただし、消火用

薬剤並びに応援が長時間にわたった場合の食料に要する費用及び燃料については受援側の負担とする。

三 前号以外の費用に関しては、協定当事者間においてその都度協議の上決定する。

附則

この協定は、昭和48年2月1日から施行する。

昭和48年1月24日

石巻地区広域行政事務組合管理者	石巻市長	青木 和夫
大崎地区消防事務組合管理者	古川市長	三上 騎
塩釜地区消防事務組合管理者	塩竈市長	川瀬 基治郎
気仙沼本吉地域広域行政事務組合管理者	気仙沼市長	広野 善兵衛
登米地区消防事務組合管理者	東和町長	及川 哲夫

## 消防相互応援協定書

塩釜地区消防事務組合管理者、黒川地区消防事務組合管理者は、大規模災害の鎮圧に万全を期すため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防相互応援に関し塩釜地区消防事務組合管理者と黒川地区消防事務組合管理者との間において、次のとおり協定する。

### (相互応援)

第1条 管理者は受援地における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害に際して、相互に応援するものとする。

### (応援出動)

第2条 この協定による応援は、災害発生地の管理者の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各管理者間の隣接地域で発生したときは、災害発生地の管理者の要請をまたずに出動することができる。

### (応援の要請の方法)

第3条 応援の要請は、災害発生地の管理者から電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援する管理者に対し行うものとする。

1. 災害の種別
2. 灾害の発生場所
3. 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
4. 応援隊受領（誘導員配置）場所
5. その他応援に必要な事項

### (応援隊の派遣)

第4条 応援の要請を受けた管理者は、当該管理地域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 管理者は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地の管理者に通知するものとする。

### (応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- 2 機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- 3 前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の受援地が負担するものとする。

### (応援に際しての損害の負担)

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 応援隊の隊員の受けた損害は、地方公務員災害補償法によるものとする。
- 2 応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償保険によるものとし、責任保険の超えるもの及びその他の損害については、災害発生地の受援地が負担するものとする。

### (協議)

第7条 この協定の実現に関し、必要な細目は管理者が協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第8条 管理者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、昭和48年8月1日から実施する。

昭和48年8月8日

塩釜地区消防事務組合 管理者

黒川地区消防事務組合 管理者

# 宮城県広域消防相互応援協定書

大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の相互の応援・受援体制の確立及び応援消防隊の派遣等を円滑に行うため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 地震、風水害
- (2) 山林地域での林野火災、大災害
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
- (5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- (6) その他上記に掲げる災害に準じる災害

## （応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) この協定に基づく応援要請の他、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

## （応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- (4) 灾害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (6) 道路条件、気象状況
- (7) その他必要な事項

## （応援隊等の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

## （応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第7条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定書を改廃する必要が生じたときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本12通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 宮城県広域消防相互応援協定書（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

仙台市長

郡 和 子

名取市長

山 田 司 郎

登米市長		熊 谷 盛 廣
栗原市長		千 葉 健 司
黒川地域行政事務組合	理事会 理事長	浅 野 元
石巻地区広域行政事務組合	理事長 石巻市長	亀 山 紘
塩釜地区消防事務組合	管理者	佐 藤 昭
亘理地区行政事務組合	管理者	齋 藤 俊 夫
仙南地域広域行政事務組合	理事長	滝 口 茂
大崎地域広域行政事務組合	管理者 大崎市長	伊 藤 康 志
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	管理者 気仙沼市長	菅 原 茂

立 会 人 宮城県知事 村 井 嘉 浩

# 宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定

## (目的)

第1条 この協定は船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について宮城海上保安部（以下「甲」という。）と仙台市消防局（以下「乙」という。）が協力してその機能を発揮し、消火活動等を効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

## (区域)

第2条 この協定の区域は、仙台塩釜港仙台区及び仙台市に属する海域（以下「協定区域」という。）とする。

## (船舶の担任)

第3条 協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭、桟橋又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川、運河内の船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は甲の担任とし、乙はこれに協力するものとする。

## (火災の調査)

第4条 協定区域内における船舶の火災の原因及び損害調査は前条第1項に掲げる船舶については、主として乙が担任し、第2項に掲げる船舶については甲が担任する。

## (火災の予防)

第5条 協定区域内の船舶の火災予防に関しては、甲、乙が協力して行うものとする。

## (相互通報)

第6条 甲又は乙は、海上において火災が発生し、又は火災発生の恐れがあることを知ったときは、すみやかにその旨を相互に通報するものとする。

2 甲又は乙は、協定区域内で単独で船舶の火災の消火活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡しなければならない。

## (資料の交換)

第7条 甲及び乙は、化学消火薬剤等資材の備蓄状況その他についての情報を相互に交換するものとする。

## (経費の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど協議のうえ定めるものとする。

## (災害補償)

第9条 この協定に基づく業務を遂行したことによって、そのために職員が死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合、その災害に対する保障については、その職員が所属する機関がその責任を負うものとする。

## (必要事項の協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

## (協定書の保管)

第11条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲、乙、において各1通を保管するものとする。

## 附 則

この協定は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則

この協定は、この協定の締結の日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

平成19年4月27日

宮城海上保安部長 杉田 勝美

仙台市消防局長 藤橋 孝彰

# 宮城海上保安部と塩釜地区消防事務組合消防本部との業務協定

## (目的)

第1条 この協定は「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」(昭和43年3月29日)に基づき、宮城海上保安部(以下「海上保安部」という。)と塩釜地区消防事務組合消防本部(以下「消防本部」という。)が船舶の火災について行う消火活動等の細部について定めるものとする。

## (塩釜地区)

第2条 この協定に適用される区域は原則として、仙台塩釜港塩釜区および松島町、七ヶ浜町、利府町、ならびに多賀城市的付近海域とする。

## (消火活動の分担)

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として消防本部が担任するものとし、海上保安部はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭(桟橋、ドルフィンを含む)または岸壁にけい留された船舶および上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川、運河における船舶。

2 上記以外の船舶の消火活動は、主として、海上保安部が担任し消防本部はこれに協力するものとする。

## (原因等の調査)

第4条 船舶の火災の原因ならびに、火災および消火により受けた損害の調査は次によるものとする。

- (1) 第3条第1項の船舶については、両機関が行う。
- (2) 第3条第2項の船舶については、海上保安部が行う。

## (意見の尊重)

第5条 消防本部は船舶の消火活動に従事するときは、海上保安部の意見を尊重するものとする。

## (火災の相互通報)

第6条 海上保安部または消防本部は、船舶の火災を知ったときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

## (てん末の相互通報)

第7条 海上保安部または消防本部は、単独で船舶の火災に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

## (経費の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合は、その都度両機関が協議のうえ定めるものとする。

## (連絡調整)

第9条 危険物積載船等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部および消防本部は地方防災会議等を活用して、次の事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報および資料の交換
- (2) 消火活動要領
- (3) 必要な器材器具等の整備計画の作成および実施の推進

#### 附 則

- 1 この協定は昭和45年4月1日から実施する。
- 2 昭和42年4月1日から実施の「塩釜海上保安部と塩釜市消防本部との業務協定」は廃止する。
- 3 第7条による通報は、電話または文書をもって別表様式によるものとする。

#### 附 則

この協定は、この協定の締結の日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

平成19年5月1日

宮城海上保安部長 杉 田 勝 美  
塩釜地区消防事務組合管理者 佐 藤 昭

#### 別 表

#### 火 災 船 通 報

- |              |        |
|--------------|--------|
| 1 船種         | 船名     |
| 2 トン数        |        |
| 3 船主氏名       | 住所（電話） |
| 4 船長氏名       | 乗組員数   |
| 5 火災発生日時     |        |
| 6 火災発生位置     |        |
| 7 積荷の種類、数量   |        |
| 8 火災の状況      |        |
| (1) 出火場所     |        |
| (2) 消火実施状況   |        |
| (3) 人命異常の有無  |        |
| (4) 船体等の損傷状況 |        |
| (5) 原因       |        |
| 9 天候および海上模様  |        |

# 塩釜港タンカー事故等対策推進本部設置要綱

## (目的)

第1条 塩釜港において発生する海上及び海上への大量の流出油事故または、タンカーその他の船舶等の火災（以下「災害」という。）に対し、関係機関が連絡協議して、強力かつ効果的な防災対策を推進するため、塩釜港タンカー事故等対策推進本部（以下「対策推進本部」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 対策推進本部は、塩釜港の防災に關係のある行政機関、民間企業關係者等（別紙構成機関）をもって構成する。

## (対策事項)

第3条 第1条の目的を達成するため、つぎの事項を行う。

- (1) 防御計画の策定
- (2) 災害時における相互通報および出動体制の確立
- (3) 災害用資機材の研究および備蓄整備
- (4) 訓練の実施
- (5) 情報の交換および港湾特殊災害等の情報収集
- (6) その他必要と認める事項

## (会議)

第4条 災害対策の有効適切な運営を期するため、毎年1回以上全体会議を開催するものとする。

## (情報の交換)

第5条 災害対策のため必要な資料は、毎年1回以上交換するものとする。

- (1) 機関ならびに事業体の防御体制
- (2) 消火剤その他資機材の備蓄保有状況
- (3) その他必要な事項

## (訓練)

第6条 災害時における防災体制を確認し、防災作業を演練するため、毎年1回以上防御計画に基づき訓練を行うものとする。

## (事務)

第7条 前3条の規定する平常の事務については、塩釜海上保安部、仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合が協議のうえ行うものとする。

## (防災活動の発動、解除)

第8条 防災活動の発動は塩釜海上保安部、仙台市消防局、または、塩釜地区消防事務組合が必要と認める災害が発生した場合行うものとする。

2 防災活動の解除は災害が防御され、総合的な防災活動の必要がなくなったとき行うものとする。

## (移行)

第9条 宮城県地域防災計画に基づく対策本部が設置されたときは、これに移行するものとする。

## (出動)

第10条 第8条第1項の出動要請を受けた関係機関は、ただちに、所属活動隊または必要な資材を現地に急

派するものとする。

(指揮、統轄)

第11条 防災活動を実施する場合、次により指揮の統轄を行うものとする。

(1) ふ頭または岸壁（ドルフィンを含む）に係留された船舶より火災の発生した場合は、仙台市消防局長または塩釜地区消防事務組合消防長が行い、その他の船舶または流出油事故については、塩釜海上保安部長が行い「対策推進本部長」となる

(2) 総合指揮の円滑適正な運用を期するため調整部を設ける

(活動)

第12条 第10条により出動した各機関の活動隊は、現場にある対策推進本部の指揮統轄のもとに災害の防御にあたる。

(経費、負担)

第13条 防災活動に要した経費は、法ならびに他の協定に定めるものほか、そのつど協議してきめるものとする。

(災害補償)

第14条 防災活動に出動した者が負傷または死亡等の災害をこうむったときは、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）、または消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条の3に基づく適用を受けることができる。

(協議)

第15条 この要綱に記載されていない事項、または疑義が生じたときは、そのつど協議して決定するものとする。

附 則

1. この対策推進本部の設置は昭和47年4月26日より実施する。

## 塩釜港タンカー事故等対策推進本部設置構成機関名

### 顧問

宮城県副知事  
第二管区海上保安本部長  
N T T 宮城支店長

### 機関名

宮城県総務部	塩釜市浦戸漁業協同組合
塩釜海上保安部	塩釜市浦戸東部漁業協同組合
東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所	七ヶ浜町漁業協同組合
宮城県警察本部	仙台市漁業協同組合
仙台東警察署・塩釜警察署	閑上漁業協同組合
宮城県仙台港湾事務所	松島町漁業協同組合
宮城県塩釜港湾事務所	鳴瀬町漁業協同組合
宮城県仙台地方振興事務所	宮戸西部漁業協同組合
仙台市	宮戸漁業協同組合
塩釜市	菱栄産業(株)仙台営業所
多賀城市	塩釜港運送(株)
名取市	カメイ物流サービス(株)
松島町	光汽船(株)
七ヶ浜町	三陸運輸(株)
東松島市	多聞興産(株)
仙台市消防局	仙台湾水先区水先人会
塩釜地区消防事務組合消防本部	宮城マリンサービス(株)
仙台地区協同防災運営協議会	塩釜港船舶給水(株)
塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 (塩釜石油基地防災(株))	
東北電力(株)仙台火力発電所	
塩釜市漁業協同組合	
塩釜市第一漁業協同組合	

# 宮城県高圧ガス地域防災協議会規約

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本協議会は、宮城県における地域防災体制を確立することにより、地域内の高圧ガスを取り扱う事務所の施設ならびに車輛による高圧ガスの移動時における災害の発生または、拡大の防止に資することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協議会は、宮城県高圧ガス地域防災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (事務所所在地)

第3条 協議会の事務所は、仙台市に置く。

## 第2章 業 務

### (防災業務)

第4条 協議会は、第1章に定める目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域内において発生した当協議会員にかかる高圧ガス事故等の応援活動に関して防災事業所への応援出動要請および関係先への通報。
- (2) 地域内における事故および輸送状況の把握。
- (3) 防災に関する教育訓練の企画、実施および防災事業所のリストの作成ならびに配布。
- (4) 応援活動に必要な資材、器具等の購入および管理。
- (5) 応援活動に伴う災害補償および保険その他相互援助に関すること。
- (6) 地域内を管轄する関係機関との連携および他地域の高圧ガス地域防災組織との連携、調整。
- (7) その他協議会の目的達成に必要な業務。

### (会員証明書等の発行)

第5条 協議会は、協議会に加入した者に対しては会員であることを証する証明書を、防災事業所に対しては防災事業所であることを証する証明書を必要に応じて発行する。

## 第3章 組 織

### (会 員)

第6条 協議会は、宮城県において、次の事業に従事する者をもって会員とする。

- (1) 高圧ガスの製造者、販売業者、貯蔵所の所（占）有者、特定高圧ガス消費者、容器検査所および高圧ガス輸送事業者、その他の高圧ガスを取り扱う者。
- (2) その他、協議会の目的に賛同する者。

第7条 会員は別表に定める会費を納入するものとする。

但し、既納会費は返還しないものとする。

### (入 会)

第8条 協議会に加入しようとする者は、入会申込書に前条に定める会費を添えて、協議会に提出し、会長の承認を得る。

(脱退等)

第9条 脱退しようとする者は、書面で理由を付けて、協議会長に届け出なければならない。

(役員)

第10条 協議会の業務を推進するため、協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名以内

2 協議会の役員は、非常勤を原則とする。

(役員の職務および権限)

第11条 役員の職務および権限は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 会長は協議会を代表して、その業務を総理する。
- (2) 副会長 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その業務を行うことができる。
- (3) 理事 理事は、会長および副会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長および副会長が欠員のときは、その業務を行う
- (4) 監事 監事は、協議会の業務および会計を監査する

(役員の選出)

第12条 理事および監事は、総会において会員のうちから選出する。会長および副会長は理事の互選により定める。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じ、補欠のために選出された役員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、協議会の業務の遂行に支障があるときは、後任者が就任するまでの間、その業務を遂行するものとする。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、高圧ガスの保安に関し学識経験を有する者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、協議会の業務に関する重要な事項または専門的な事項について意見を述べるものとする。

## 第4章 会議

(会議)

第15条 協議会に次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第16条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

- 2 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の者の請求があったときに開催するものとする。

3 総会は、会長が招集してその議長となり、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、欠席者は書面をもって表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

4 総会の決議は、出席全員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

5 次の事項は、総会に付議するものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 会費の徴収方法
- (3) 収支予算、業務計画および決算事業報告書の承認
- (4) その他会長が、総会に付議する必要があると認めた事項

(役員会)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに隨時開催し、役員または顧問が出席する。ただし、監事および顧問は決議に加わらない。

2 本規約を執行するにあたっての必要な細目、ガス別の部会防災活動に関する専門的な事項を審議するための委員会設置その他の重要な事項は、役員会の議を経てこれを定める。

## 第5章 事務局

(事務局)

第18条 協議会の業務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に関する規程は役員会の議を経て、別にそれを定める。

## 第6章 防災事業所

(防災事業所の依頼指定等)

第19条 会長は、第4条第1号に定める応援活動に関する業務を遂行するため、役員会の承認を得て会員等のうちからガス別に防災事業所を依頼指定する。

2 同一防災事業所において2以上のガスについて依頼指定することはこれを妨げない。

3 会長は、会員にかかる高圧ガス事故等の応援活動の出動要請に関する権限をあらかじめ防災事業所の長に委任することができる。

(防災事業所の資格)

第20条 防災事業所は、非常用器具工具、薬剤および知識、経験を有する人員等を保有し応援活動に協力できるものでなければならない。

(防災事業所の業務)

第21条 防災事業所は、地域内の高圧ガス事故等に関して「高圧ガス防災活動実施要領」を定め、当該事業所の業務として次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 当該事業所の従業員のうちからの応援要員の指名およびその確保
- (2) 必要な資材、器具等の保有および整備
- (3) 事故等に対して応援要員の派遣による応援活動の実施
- (4) 事故等の発生の際における関係先への連絡
- (5) 事故等に関する協議会への報告
- (6) 労働者災害補償保険手続き

(防災事業所としての必要な措置)

第22条 防災事業所の事業主は、次に示す事項を明確にしておかなければならない。

- (1) 高圧ガス事故等の応援活動に当該事業所の応援要員を従事させることおよびその内容、出動範囲等を労働協約、就業規則等に明確にする。
- (2) 応援活動への出勤命令等に関する当該事業所における命令系統およびその実施方法を明確にする。

## 第7章 費用の負担

(協議会が負担する費用)

第23条 協議会が会員から徴収した会費により負担する費用は次に掲げるものとする。

- (1) 資材、器具等の購入および管理に要する費用
- (2) 事務費
- (3) その他第4条に定める業務の遂行に必要な費用

(受援者の負担する費用)

第24条 受援者の負担する費用は、応援者現場派遣旅費、手当、応援したことにより生じた資材、器具等の損耗費等応援活動に要した費用とする。

(災害補償)

第25条 応援したことにより生じた応援要員の死傷による災害補償の負担は当該応援者所属会社の労働者災害補償保険等を適用する。

## 第8章 会計

(事業年度)

第26条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財源)

第27条 協議会の運営に必要な経費は、原則として次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 賛助金
- (3) その他の収入

(臨時分担金の徴収)

第28条 協議会の特別な業務または委員会等の必要な経費に充当するため、必要に応じ、臨時分担金を徴収することができる。

## 附 則

1. 本規約は昭和47年5月9日から実施する。
2. 緊急時の通報、事故現場での緊急措置等については宮城県高圧ガス緊急防災措置要綱に準ずる。

# 高圧ガス防災活動実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、宮城県高圧ガス地域防災協議会規約第21条に基づき防災事業所が実施する業務の要領を定める。

## (命令者)

第2条 高圧ガス防災活動（以下「応援」という。）に関する指揮者、要員（以下この両者を指す場合「応援隊」という。）および事務担当者の指名ならびに応援隊の出動命令は事業所長が行う。

## (事務担当者の職務)

第3条 防災事業所は予め事務担当者を決めて置き次の職務を行う。

- (1) 応援の要請を受けたときの連絡体制の整備
- (2) 常時応援に出動しうる応援隊の編成（事故の時刻、状況等の記録要員ならびに連絡要員を含む。）
- (3) 応援に出動しうる車両の確保
- (4) 必要な資材の確保と整備
- (5) 宮城県高圧ガス地域協議会との連絡調整
- (6) その他応援に関し必要な事項

## (指揮者の職務)

第4条 応援に関する指揮者の職務は次の通り。

- (1) 前条第2号から第4号までに定める事項について常時応援に出動しうる状態にあることの確認
- (2) 資材、器具等の使用状況の把握（補給を要するかどうかの判断を含む）、さらに応援隊を要請するかどうかの情勢判断等

## (必要な資材)

第5条 応援出動用として常時保有すべき必要な資材、器具等は次の通り。

- (1) ガスの種類に応じた資材、器具等
- (2) 保安帽
- (3) 救急資材（救急薬品、ほう帯、副本等）
- (4) 応援隊であることを証明する腕章
- (5) 通報連絡先の名称、電話番号等
- (6) その他（記録用具等）

## (連絡、報告等)

第6条 応援隊の指揮者は出発するとき、現地へ到着したとき、帰着したとき、および指揮者が必要と認めたときは、その旨を事業所へ報告し、事業所長は協議会への報告するものとする。但し状況に応じて他へ依頼し、また省略することができる。

## (現地到着時の措置)

第7条 応援隊は現地に到着したときは、状況を判断して直ちに応援活動（初期処置または、初期消火作業等）をする。ただし、警察官、消防職員または、消防団員が現に出動してきた場合は、指揮者はそれらの責任者と応援の方法について協議する。また応援中に警察官、消防団員が出動して来た場合は、状況を報告し、その後の応援について協議するものとする。

# 海水油濁処理協力機構仙台支部運営要領

## (目的)

第1条 本運営要領は、「海水油濁処理協力規程」に基づき、海水油濁処理協力機構仙台支部（以下「支部」という）が、支部加盟事業所、または第二管区海上保安本部の要請を受けて、流出油防除活動を実施する際の組織、出動基準等を規定し、迅速的に行動することにより、被害を最小限に止めることを目的とする。

## (支部長の任期)

第2条 支部長の任期は1年（4月1日より翌年3月31日まで）とし、選出は輪番制とする。

## (事務局)

第3条 支部事務局は支部長会社の事務所に設置する。

## (支部の構成)

第4条 支部は次の3分会により構成する。

## (五十音順)

- (1) 塩釜分会 出光興産㈱塩釜油槽所、ENEOS株式会社塩釜油槽所、ENEOS株式会社仙台製油所、出光興産㈱貞山塩釜油槽所、東西オイルターミナル㈱塩釜油槽所、富士興産㈱塩釜油槽所
- (2) 気仙沼分会 昭和シェル石油㈱気仙沼油槽所、新日本石油㈱気仙沼油槽所

## (分会の出動基準)

第5条 加盟事業所は海水油濁事故が発生した際には、次の出動基準をすべて満たす場合に限り、分会の出動を要請することができる。

### (1) 原因に関する首都基準

- イ 加盟事業所のタンク、配管、桟橋、排水口等の陸上施設、または、着桟中の船舶に起因する場合
- ロ 加盟事業所が荷受人、または荷送人で油類を積載した船舶に起因する場合

### (2) 発生場所に関する出動基準

加盟事業所が属する各港の港則法に定める港域内の場合

### (3) 規模に関する出動基準

原因者である加盟事業所自体、もしくは所轄海上保安部等の行政機関、もしくは地域流出油処理協力機構（例えば塩釜港タンカー事故対策推進本部）により防除活動を行っても、なお流出油の被害が多大となるおそれがあると認めた場合

2 加盟事業所は、単独分会による防除活動では不十分と認めたときは、近隣他分会の応援出動を要請することができる。

## (支部出動基準)

第6条 加盟事業所は、第5条による分会防除活動を行っても、なお流出油の被害が多大となるおそれがあると認めたときは、支部の出動を要請することができる。

## (出動可能人員、提供可能資機材)

第7条 出動可能人員、ならびに提供可能資機材については、加盟事業所個々の事情を勘案し、別途支部会議にて決定する。

## (支部組織および連絡者名簿等の整備)

第8条 支部長は、支部組織および連絡者名簿、支部連絡系統図、ならびに資機材一覧表を作成のうえ、これを加盟事業所に配布し、加盟事業所は、記載内容に変更あるときは、直ちに支部長に報告するものとする。  
(事業計画)

第9条 調査、研究、訓練に関する事業計画については、別途支部会議にて決定する。

(会 計)

第10条 支部運営の経費は、必要に応じその都度支部長が徴収するものとする。

(協 議)

第11条 本運営要領は変更する場合には、支部会議にはかり決定する。

(実施期日)

第12条 本運営要領は、昭和48年8月1日より実施する。

加盟事業所（五十音順）

分 会 名	事 業 所 名	住 所
塩 釜	出 光 興 産 (株) 塩 釜 油 槽 所 E N E O S (株) 塩 釜 油 槽 所 E N E O S (株) 仙 台 製 油 所 出 光 興 産 (株) 貞 山 塩 釜 油 槽 所 東西オイルターミナル(株)塩釜油槽所	宮城県塩竈市貞山通り 3-11-1 宮城県塩竈市貞山通り 2-8-1 宮城県仙台市宮城野区港五丁目 1- 宮城県塩竈市貞山通り 3-16-2 宮城県塩竈市貞山通り 3-29-10
富 士	富 士 興 産 (株) 塩 釜 油 槽 所	宮城県塩竈市貞山通り 3-27-2
仙 沼	昭 和 シ ル 石 油 (株) 気 仙 沼 油 槽 所 新 日 本 石 油 (株) 気 仙 沼 油 槽 所	宮城県気仙沼朝日町10-1 宮城県気仙沼朝日町9番地

附表-1 支部組織および連絡者名簿（略）

2 支部連絡系統図（略）

3 資機材一覧表（略）

## 海水油濁処理協力機構支部規程

### (目的)

第1条 この規程は、「海水油濁処理協力機構規程」第2条に基づき、平常時においては、支部組織の維持管理を図り、油濁事故発生時においては、迅速かつ組織的な協力援助活動を行って、被害を最小限に止めることを目的とする。

### (設置)

第2条 支部は、別に定める地区ごとに設置するものとする。

### (組織)

第3条 支部には、支部長および現場指揮者を置き、対策班、記録班、補給班、通信班、作業班の各班を持つて組織する。

2 支部長は、第6条に定める平常時の支部業務を統括するものとし、支部構成会社の互選により選出し、支部からの届出により、本部長がこれを任命する。

3 現場指揮者は、第6条に定める平常時の各班業務を掌握するものとし、支部長会社の油濁防除作業の現場責任者をあて、支部長がこれを任命する。

4 対策班、記録班、補給班、通信班、作業班の構成は、加盟会社により選出された正・副計2名の代表者をあて、各班の長は支部長がこれを任命する。

5 各班の構成は、加盟会社の作業員をもって適宜編成する。

### (支部長等の任期)

第4条 支部長の任期は原則として最低6ヶ月とし、支部長の変更があった場合は、速やかに本部に届出なければならない。

現場指揮者の任期は、支部長のそれに準ずるものとする。

### (支部会議)

第5条 支部会議は、定例会議および臨時会議とし、支部長が招集する。

2 会議の構成員は、支部長が必要に応じて定めるものとする。

3 定例会議は、年1回以上開催する。

4 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

### (平常時の業務)

第6条 支部は、平常時においては次の業務を行う。

一 支部長は、支部会議の開催および油濁防除訓練の総合指揮を行う。

二 現場指揮者は、訓練時における現場指揮を行う。

三 対策班は、各地域の実情に応じた油濁防除対策の計画立案にあたるとともに、作業人員ならびに作業船舶の確保・管理を行う。

四 記録班は、補償機構および事故例の調査研究を行う。

五 補給班は、作業船舶以外の資機材の確保・管理を行う。

六 通信班は、各種通信手段の確保・管理を行う。

七 作業班は、油濁防除作業に関する調査研究を行う。

八 その他必要な業務を行う。

(緊急時活動)

第7条 支部は、海上保安本部または加盟会社から援助要請があった場合には、次の業務を行う。

- 一 支部長は、緊急時にあたっては、緊急時活動に関する権限を事故発生会社または援助要請会社の最高責任者（以下「統括者」という。）に委譲するものとする。
- 二 統括者は、組織の全部または一部に出動を要請するなど、油濁防除作業に係る総合指揮を行う。また、統括者会社の油濁防除作業の現場責任者を緊急時の現場指揮者に任命する。その他、各班の増員、正・副班長の交替を行う。
- 三 緊急時の現場指揮者は、当該事故現場における油濁防除作業の現場指揮を行う。
- 四 対策班は、作業人員ならびに作業船舶の組織化にあたるとともに、油濁防除のための総合的な対応策を立案する。
- 五 記録班は、後日の報告書作成および求償事務の円滑な推進をはかるため、事故の継続的な記録を取る。
- 六 補給班は、作業船舶以外の油濁防除資機材の確保・点検を行う。
- 七 通信班は、必要に応じて、情報連絡の中核となるとともに、各種通信手段の確保・整備を行う。
- 八 作業班は、油濁防除作業を行う。
- 九 その他必要な業務を行う。

(出 動)

第8条 前条第二号に定める出動要請を受けた加盟会社は、直ちに現場に対し、必要な人員の派遣および作業船舶、資機材の送付を行う。

(緊急時活動の防除)

第9条 統括者は、緊急時活動の終了にともない、緊急時活動に関する委譲された権限を支部長に返還する。

(資料の負担)

第10条 各班の構成員は、それぞれの業務に係る必要な資料を適時、支部会議に持ち寄り、油濁防除体制の整備・充実を図る。

(経費の負担)

第11条 平常時に要した経費は、当該支部加盟会社が負担する。

緊急時における油濁防除活動に要した経費（経費の求償を含む。）は、原則として事故発生会社または援助要請会社が負担する。

(災害補償)

第12条 油濁防除活動に出動した者が、そのために死亡、もしくは負傷あるいは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法律に定めるところにあってはそれに従い、また法律に定めない場合あるいは法律に定める範囲を超えるものについては、当該被災した職員の所属する会社から、事故発生会社または援助要請会社に求償するものとする。

(規程の変更)

第13条 本規程の変更は、総務部会で検討し、部会長会議で審議決定する。

## 石油貯蔵施設等消防援助協約

(趣旨及び目的)

第1条 石油類の貯蔵施設等の火災は、特殊な消火剤を使用し、また特殊な消火作業が要請せられ、しかも緊急措置による初期消火を必要とする。しかしながら一方企業の性格上これに対処し得る十分な要請並びに器材は、必ずしも一企業施設内に完備し得ない場合もある。よって石油類貯蔵施設の火災発生時に災害を未然に防止し、また最小限度に喰止めるべく貯蔵施設責任者及び作業請負業者は、自発的に人員及び器材により相互援助し、火災による被害の軽減と企業の連帶信用の維持に寄与することを目的とする。

(協約の当事者)

第2条 この協約は、塩釜貞山通地区に石油類貯蔵施設を有する関係会社及び関係会社の構内作業請負会社をもって対象とし、協約者は本協約書に記名捺印するものとする。

(要員、器材類の提供、援助)

第3条 各協約者にあっては、災害時の相互判断に基づき要員の招集援助又は援助要請を迅速確実に行わなければならない。

2 消火剤及び器材の提供、要員の援助は、災害鎮圧上もっとも迅速かつ確実に行わなければならぬから、各協約者にあっては保有消火剤及び消化器材については、昼夜を問わず直ちに在勤中の責任者において庫出し搬送でき得るよう明確にしておくものとする。

(援助要請・提供消火器材の確認)

第4条 要員の援助と提供消火器材の責任者は火災現場到着と同時に、現場指揮本部に対し、塩釜地区消防事務組合消防長に要員、器材の種別、員数等を報告し、その指揮下に入るものとする。

(提供器材等の弁済)

第5条 災害により、消火剤、消火器材等の提供を受けた施設の責任者は、その種別、数量を確認のうえ原則として現物弁済の責を負うものとする。

2 要員の援助については、企業の連帶責任性から経費の弁済は義務づけないものとする。万一要員の災害のため負傷者があった場合は、原則としてその所属する各協約者間の処置に委ねることとする。

(要員、消火機能等の相互確認)

第6条 この規約を有効に実施せしめ、災害の未然防止に役立てるため各協約者は、相互に消火要員の編成状況及び消火剤並びに消火器材の保有実情を相互通告するものとする。

(協約の具体的実施方法の策定)

第7条 協約者は、本協約の写を塩釜市にある施設責任者に送付し、これに基づき更に消火要員の編成、訓練及び相互援助等について具体的な実施方法として、別紙石油類貯蔵施設等消防相互援助規定によるものとする。

### 附 則

1. この規約は、昭和44年2月1日から施行する。

上記協約の証として本書拾九通を作成し、署名捺印のうえ各社壱通これを保有する。

(協約者等20名省略)

# 石油貯蔵施設等消防援助規定

## (目的)

第1条 この規定は、昭和44年2月1日締結の石油貯蔵施設等消防相互援助協約（以下「協約」という。）に基づき、関係会社が協約の趣旨を達成するため、災害の未然防止と被害の最小限に止めることをもって目的とする。

## (火災の予防)

第2条 各社は、石油類の貯蔵、取扱の施設及び方法の管理維持向上に努め関係法令の基準に適合すること。

### (消火、警報設備の点検)

第3条 毎月1回以上、施設、機械装置及び消火、警報の諸設備の点検整備を行い、別に定める点検記録簿に記載しておくこと。

### (協定に定める相互通告)

第4条 協約第6条に定める相互通告は、毎年3月末日とし、塩釜地区消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）に報告すること。ただし、変更があったときは、その都度報告するものとする。

### (自衛消防組織の編成及び基準の作成)

第5条 各社は、協約第1条の目的達成のため自衛消防隊を組織編成しなければならない。

2 各社は、協約第3条に基づき緊急事態に対応できるよう、予め基準を定めておくこと。

## (訓練)

第6条 各社は、月1回以上日を定めて自衛消防隊の基本及び総合訓練を行うこと。この場合、日時並びに訓練種目を消防長に報告すること。

2 前項の訓練には、応援のため人員、機械器具、消火剤等の輸送訓練も行うこと。

### (火災発生時の措置)

第7条 自社に火災が発生したときは、直ちに消防署に通報し緊急警報を発し、全従業員を動員して所定の配置につき、有効適切な消火活動及び延焼防止の措置をとるとともに、火災が拡大する危険があるときは機を逸せず協約に基づく応援要請をすること。

2 各社は、他社に火災が発生したことを覚知したときは、緊急警報を発し全従業員を集合せしめ非常警戒態勢に入り、延焼防止の措置をとり自衛消防隊の出動準備をすること。

3 援助要請を受けた各社油槽所長は、直ちに自衛消防隊長に人員及び搬送する機械器具、消火剤を確認させ現場に出動を命ずること。

4 応援に出動した各社自衛消防隊長は、現場本部にいた消防長に所属、人員及び機械器具、消火剤の種別、数量を報告しその指揮下に入るものとする。

### (火災鎮圧後の措置)

第8条 火災が鎮圧したときは、応援に出動した自衛消防隊長は、機械器具の徹底を行い人員並びに機械器具の異状の有無、消火剤の使用量を消防長に報告して、その指示を受けること。

## (雑則)

第9条 各社は刺子、ヘルメット、ゴム長靴、手袋など消防隊員用として必要数量を備えること。

第10条 各社は、別に定める自衛消防隊旗を備えること。

## 附 則

この規定は、昭和44年2月1日からこれを施行する。

# 宮城県沿岸排出油等防除協議会会則

## (会の名称)

第1条 この協議会の名称を「宮城県沿岸排出油等防除協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項の協議会として、宮城県沿岸海域において大量の油、または有害液体物質(以下、「油等」という。)が排出され、沿岸に漂着またはそのおそれがある場合の排出油等防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

## (協議会の業務)

第3条 協議会は排出油等防除に関し、次の業務を行う。

### (1) 計画の策定

- イ 情報連絡
- ロ 人員、施設、資機材の動員
- ハ 通信連絡

### (2) 施設、機材の整備の促進

### (3) 研修及び訓練

### (4) 防除活動の実施の推進

### (5) その他必要な事項

## (組織)

第4条 協議会は、会長、会員をもって組織する。

2 会長は、宮城海上保安部長をもっててて、会務を総理する。

3 会員は、宮城県沿岸海域において、排出油等防除に関係ある行政機関及び団体、企業とする。

## (会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集し、その議長となる。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

## (委員会)

第6条 協議会に、第3条に掲げる事項を協議するため、委員会をおく。

2 委員会は、会員が所属する機関等の防災に関する担当者をもって構成する。

3 委員会に委員長をおき、宮城海上保安部警備救難課長をもっててて、会務を統括する。

4 委員会は、必要な都度委員長が招集し、その議長となる。

## (即応体制)

第7条 会員は、排出油等防除に関し次の事項について整備し、有事即応の態勢にしておくものとする。

### (1) 情報連絡体制

- (2) 保有する施設及び資機材
- (3) 保有する人員、車両及び船舶、資機材等の動員計画
- (4) その他の必要な事項

2 会員は、前項に関する事項を毎年1回別に定める様式により会長に提出するものとする。

なお、変更が生じた場合、隨時通報するものとする。

3 会長は、前項の提出、通報を受けた場合、適宜会員に周知するものとする。

4 会長は、連絡系統図を作成し、会員に周知するものとする。

## (速報)

第8条 会長は、排出油等に関する情報を入手した場合は、関係する会員に速報するものとする。

## (総合調整本部の設置)

第9条 会長は、宮城県沿岸海域において大量の油等が排出され若しくは排出のおそれがある場合、または

沿岸に漂着若しくは漂着のおそれがある場合は、直ちに総合調整本部を設置し、会員への情報提供や既に実施された防除措置等の状況周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じ相互に連携して、迅速かつ的確な防除活動ができるよう調整するものとする。

- 2 会長が必要と認める会員は、前項の調整本部が設置された場合は、所属する機関等の職員を速やかに総合調整本部に派遣するものとする。
- 3 会長は、必要に応じて、原因者、船主責任保険等の保険機関担当者、一般財団法人海上災害防止センターの職員、その他防除を的確に実施するために必要な知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる会員以外の者を総合調整本部に参加させることができる。

(防除活動)

第10条 会員である、石油関連企業、石油化学関連企業、電力関連企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者、または同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施し、関係行政機関、地方公共団体は固有の事務として、または海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による宮城海上保安部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施し、民間防災機関及び漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請、または自衛により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(訓練等)

第11条 排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のためと、原則として年1回訓練を実施するものとする。

- 2 前項の訓練実施要領等については、委員会において作成する。
- 3 会員は、1項の訓練のほか適宜訓練を行うものとする。

(経費の求償)

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として各会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会は、その調整及び促進を図るものとする。

(災害の補償)

第13条 防除活動に出動した者が、そのため死亡、負傷若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関等があるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、宮城県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に意見を述べるものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、宮城海上保安部で行う。

(協議)

第16条 この会則に疑義が生じた場合、または会則に定めのない事項については、その都度協議し決定する。

附 則

本会則は、平成6年11月16日から施行する。

附 則

本会則は、一部改正の日（平成12年2月17日）から施行する。

附 則

本会則は、一部改正の日（平成19年12月6日）から施行する。

附 則

本会則は、一部改正の日（平成20年12月2日）から施行する。

附 則

本会則は、一部改正の日（平成26年1月22日）から施行する。

## 宮城県沿岸排出油等防除協議会会員一覧表

令和4年1月現在

機 関， 团 体 又 は 企 業 名	
会 員	東北運輸局
	東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所
	宮城海上保安部
	宮城県
	仙台市
	石巻市
	塩竈市
	気仙沼市
	名取市
	多賀城市
	岩沼市
	東松島市
	亘理町
	山元町
	松島町
	七ヶ浜町
	利府町
	女川町
	南三陸町
	仙台市消防局
	名取市消防本部
	あぶくま消防本部
	塩釜地区消防事務組合消防本部
事 務 局	宮城海上保安部

# 全国石油工場災害相互援助規程

## 第1章 総 則

### 第1条（目的）

この規程は、災害時における全国石油工場（以下「製油所」という。）の相互援助について、その態勢および運営に関する基準を定め、迅速的かつ組織的な措置を取ることにより、被害を最小限にとどめることを目的とする。

### 第2条（組織）

1 前条の目的を達成するため、石油連盟内に災害対策本部（以下「対策本部」という）を常置する。

- (1) 対策本部長は、石油連盟会長がこれにあたる。
- (2) 対策本部員は、石油連盟技術委員会委員がこれにあたる。ただし、災害時には災害発生もしくは被害のおそれがあるため、救援要請を行った石油会社（以下「災害発生会社もしくは製油所」という）の連絡担当者（当該石油会社が石油連盟に加入している場合は連絡委員）を加える。
- (3) 前号ただし書により対策本部員は、対策本部と災害発生製油所間の連絡・通報を担当する。

2 対策本部は、常に、石油会社相互の適切な援助体制を保持する。

- (1) 対策本部は、保安関係の中央諸官庁と密接に連繋を保ち、公共の防災組織との連絡調整につとめる。
- (2) 対策本部は、製油所所在地区における防災態勢の組織化（とくに各地区における災害対策基本法による特殊災害対策等）を図るとともに地区相互援助態勢の強化拡充の推進につとめる。
- (3) 対策本部は、石油会社および関係機関の保有する防災資材の充実をはかるとともに、相互援助に際し提出しうる防災資材等について実情の把握につとめる。
- (4) 対策本部は、次条に定める製油所地区別ブロック間の相互援助態勢の整備と、適切な運営をはかる。

## 第2章 相互援助

### 第3条（相互援助態勢）

1 各製油所は第1表による製油所地区別ブロックを編成し、地区内相互援助活動を常時準備する。

- (1) 地区内相互援助態勢については、地区の実用に即し、関連企業等も含めて組織化をはかるとともに、相互援助協定を締結するなど適切な救援態勢の維持につとめる。
- (2) 災害時には、地区内各製油所は前号の態勢により援助活動を行う。

2 地区別ブロック間の相互援助については、対策本部において統轄し、別に定める基準により、組織的かつ迅速的確な運営を行う。

3 対策本部は、地区間の相互援助態勢として一次救援、二次救援、特殊救援の三段階を準備し、要請または状況により、迅速に活動できる態勢を確保する。

### 第4条（対策本部の発動）

1 対策本部は、つぎの場合直ちに救援活動を開始する。

- (1) 災害発生会社が他地区からの救援を必要とし要請を行った場合。
- (2) 重大な災害であって、救援の必要があると認められる場合。

2 救援の要請は、対策本部に対し当該石油会社の本社を経由して行うものとし、その際可能なかぎり災害状況、必要とする救援内容、その他救援活動に必要な事項をあわせて通報するものとする。

3 対策本部は、緊急の場合は、災害発生製油所もしくは、災害発生地区関係官庁からの要請によって救援

活動を行うことができる。

4 対策本部は、災害情報を判断し、必要に応じて適時に、二次救援、特殊救援の発動を決定する。

#### 第5条（現地の救援活動）

1 各石油会社は、対策本部の要請に応じて該当製油所においてそれぞれ一次あるいは二次救援隊を組織し、対策本部の指令により救援活動を開始する。

(1) 救援隊は、化学消防自動車を含む防災資材と人員をもって編成する。

(2) 救援隊は、災害発生地到着とともに当該地方自治体の防災担当機関と連絡をとり、最終的には災害発生製油所責任者に連絡のうえ、地区の防災組織に参加して、行動する。

2 対策本部は、特殊救援態勢として、各石油会社、その他の機関の保有する機器資材を収集し、迅速な運搬手段をもって現地に投入する。

3 対策本部は、必要に応じてその一部を災害発生現地に派遣し、救援活動の支援と情報収集等にあたらせることができる。

#### 第6条（救援活動の終了）

1 相互救援活動の終了は、対策本部が災害発生会社の報告、その他の情報ならびに諸情勢を判断したうえで決定する。なお、災害発生会社は、災害ならびに救援活動の進展状況について対策本部に対し緊密な連絡、報告を行う。

2 対策本部は、前項の決定により人員および機材の撤収を指命する。

### 第3章 災害調査と経費

#### 第7条（災害調査）

対策本部は、必要に応じ災害発生とともに災害調査団を編成し現地調査を行う。

#### 第8条（経 費）

1 本規程による相互援助活動および災害調査に係わる経費の処理については、対策本部においてこれを検討し、石油連盟理事会において決定する。

2 救援石油会社は、原則として相互援助活動に際し消耗した防災資材の数量および補填等について、対策本部に申告する。

(第1表) 全国地区別相互援助工場(抄)

地 区 名				石 油 工 場 名
災 害 対 策 本 部	秋	田	県	日本鉱業－船川
	仙	台	地 区	J X T G エネルギー㈱－仙台
	新	潟	地 区	昭和石油－新潟, 日本石油－新潟, 帝石トッピング－頸城, 日本海石油
	鹿	島	地 区	－富士 鹿島石油－鹿島
	千	葉	地 区	丸善石油－千葉, 出光興産－千葉, 富士石油－袖ヶ浦, 極東石油－千葉
	川	崎	地 区	東亜燃料－川崎, ゼネラル石油精製, 日網石油精製－川崎, 昭和石油－
	横	浜	地 区	川崎, 東亜石油－川崎 新日本石油精製－横浜・根岸, アジア石油－横浜

## 相 互 援 助 基 準

全国石油工場災害相互援助規程（以下「規程」という）に基づき、災害発生時の相互援助に関する基準を次のとおり定める。

- 対策本部は、本部長の指揮のもとに援助活動を行うにあたり、必要ある場合は次の各班を設置し、業務を分担する。

班 名	業 務 内 容
対 策 班	災害状況の確実な把握。救援対策の検討。
連 絡 班	災害発生会社との連絡。関係先への情報提供。各社に対する救援対策の通知連絡。
記 録 班	入手情報。対策実施状況等の記録。必要ある場合の報道機関等への発表。

- 対策本部が不在または支障のある場合は、石油連盟技術委員長がその職務を代行するものとする。
- 規程第3条第2項の地区間相互援助態勢の細目は、つぎのとおりとする。
  - 一次および二次救援態勢は、第2表の区分により編成されるものとする。
  - 特殊救援態勢は、被害の状況により特殊な救援を必要とする場合に編成されるものとする。
- 規程第5条により各石油会社が救援隊を編成したときは、その編成規模を対策本部に連絡する。救援隊は個別に最短時間で現地に直行するものとする。
- 対策本部は関係方面と連絡をとり、他地区に救援出動した地区的保安対策を検討し、当該地区的保安の維持につとめる。
- 重大災害の発生に際し、対策本部の要請前に、緊急に救援活動を行う必要があると判断して自発的に救援活動を開始した石油会社または製油所は、後刻対策本部にその旨を通報する。
- 救援活動の終了時における派遣人員および機材の撤収は原則として対策本部の指命による。

第2表 地区間相互援助態勢（抄）

災 害 地 区	一 次 救 援	二 次 救 援
秋田地区	仙台、新潟	千葉、川崎、横浜
仙台地区	秋田、鹿島	" , " , "
新潟地区	秋田、鹿島	" , " , "
鹿島地区	仙台、新潟、千葉	川崎、横浜、清水

(注) 特別の場合を除き、一次救援は消防自動車による5～7時間の行程、二次救援は約半日の行程を基準とする。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和45年10月12日から施行する。
- 2 昭和40年7月8日施行の全国石油精製工場災害相互防衛規程は、本規程の施行に伴い廃止する。
- 3 本規程の改正は、原則として石油連盟理事会において決定するが、軽微な変更については対策本部において行うことができるものとする。
- 4 本規程は、加盟石油会社の事業所であって製油所に該当しないものの援助活動について準用できるものとする。

# 仙台地区共同防災組織に関する協定書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この協定は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性に鑑み、この協定の当事者が協定して防災活動を実施するため、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という）第19条第1項の規定に基づく共同防災組織の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (協定の当事者)

第2条 この協定の当事者（以下「協定者」という。）は、次の事業所（以下「各事業所」という。）を設置している者、または各事業所長とする。

E N E O S 株式会社仙台製油所、全農エネルギー株式会社仙台石油基地、東北電力株式会社新仙台火力発電所、仙台市ガス局港工場、東邦アセチレン株式会社多賀城工場、J F E スチール株式会社棒線事業部仙台製造所、株式会社仙台サンソセンター、日鉄建材株式会社仙台製造所、東洋製罐株式会社仙台工場、キリンビール株式会社仙台工場、石油資源開発株式会社長岡事業所仙台パイプライン管理事務所、仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーション

### (組織)

第3条 協定者は、共同防災組織の運営に関する基本的事項を決定するため、仙台地区共同防災運営協議会を設置する。

② E N E O S 株式会社仙台製油所は、仙台地区共同防災運営協議会の委託を受けて共同防災活動を実施するため、仙台地区共同防災センターを設置する。

## 第2章 仙台地区共同防災運営協議会

### (事業)

第4条 仙台地区共同防災運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 仙台地区共同防災センターの活動計画大綱の承認
- (2) 仙台地区共同防災規程の改廃
- (3) 協議会の予算、決算及び仙台地区共同防災センターの運営費の承認
- (4) 防災に関する調査、研究
- (5) 関係官庁との連絡
- (6) その他前各項に付帯する事項

### (会員)

第5条 協議会の会員は、各事業所長とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計監事	1名

- ② 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- ③ 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ④ 会計監事は、協議会の会計及び仙台地区共同防災センター運営費の会計を監査する。
- ⑤ 役員は、会員の中から会員の互選により選出する。
- ⑥ 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 協議会の会議は、定期的に毎年1回（原則として4月）開催するほか、会長が必要と認めたとき隨時開催する。

- ② 会議は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- ③ 会議は、会長が主宰する。
- ④ 会議には、会長が必要と認めた場合、会員以外の者が同席し、説明あるいは意見等を陳述することができる。
- ⑤ 会長は、あらかじめ議案の内容を提示することにより、書面による議決をもって総会に代えることができる。

(会費)

第8条 協議会の運営にあてるため、会員は協議会の承認により決定された年会費を負担するものとする。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(幹事及び幹事会)

第10条 協議会に幹事会を置く。

- ② 幹事は各事業所1名とする。
- ③ 幹事長を1名幹事の互選により選出する。
- ④ 幹事会は、会長から指示された事項を処理する。
- ⑤ 幹事長は、幹事会を主宰する。
- ⑥ 幹事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- ⑦ 幹事長は、あらかじめ議案の内容を提示することにより、書面による議決をもつて幹事会に代えることができる。

(事務局)

第11条 協議会に事務局を置く。

- ② 事務局の構成は、事務局長1名、事務局員若干名とする。
- ③ 事務局長は、会員の承認を得て会長が任命する。
- ④ 事務局長以外の事務局員は、会長の承認を得て事務局長が任命する。

(事務局の任務)

第12条 事務局は、協議会の次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 会員に対する事務連絡
- (2) 防災に関する情報収集
- (3) 会議及び幹事会の事務
- (4) 協議会の経理業務
- (5) その他協議会の事務

### 第3章 仙台地区共同防災センター

(運営)

第13条 仙台地区共同防災センター（以下「防災センター」という。）の運営は、別に定める仙台地区共同防災規程に基づき行う。

(費用負担の基準)

第14条 防災センターの設立・運営に係る費用負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防災資機材等

防災センターに配備する防災資機材等の購入費、防災資機材等の保管施設の建設費並びにそれらに係る維持管理費は、石災法に基づき防災センターに防災資機材を配備する事業所の負担とする。

(2) 防災要員

防災センターに配置する防災要員に係る経費は、石災法に基づき防災センターに防災要員を配置する事業所の負担とする。

(3) 運営費

防災センター事務局経費、共同防災訓練及び研修等に係る費用は、各事業所の均等負担とする。

(4) 出動費等

防災要員の出動費、出動した防災要員が死傷した場合の弔慰金、見舞金、E N E O S 株式会社の労災特別補償、防災活動によって第三者に与えた被害の補償及び防災活動により生じた防災資機材等の損耗費等は、災害を発生させた事業所の負担とする。

ただし、防災関係機関の要請及び災害相互応援協定書に基づき出動した場合はこの限りではない。

②運営費等の支払い

各事業所は、年度始めに協議会にて承認された予算に基づき、防災センター運営費を毎年5月末日までに防災センターに支払うものとする。

(決算報告)

第15条 防災センターは、防災センター運営費に係る決算を年度末に行い、その結果を協議会に報告し、承認を得るものとする。

(災害補償)

第16条 防災活動に従事したことにより、防災要員が死傷した場合の災害補償は、労働者災害補償保険等を適用する。

#### 第4章 その他の規定

(反社会的勢力排除)

第17条 この協定の当事者は、自らまたはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（反社会的勢力）に該当せず、また、自らまたは第三者を通じて暴力的 requirement 行為等を行わない。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、令和5年4月27日より令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了2ヶ月前までに協定者の何れかにより、文書による別段の意志表示のない場合は、さらに1ヶ月間有効とし、以後もこの例による。

(改訂)

第19条 この協定の有効期間中であっても、協定者で協議のうえ本協定書を改訂することができる。

(その他)

第20条 この協定に定めのない事項または本協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度協定者で協議のうえ決定する。

#### 付則

1. この協定は、令和5年4月1日から施行する。
2. この協定の締結により令和4年7月1日付締結の「仙台地区共同防災組織に関する協定書」は失効する。
3. この協定書の第14条（費用負担の基準）の(1)及び(2)については、石炭法に基づき防災センターに防災資機材、防災要員を配備、配置する事業所間で協議し、費用負担割合を決定する。
4. この協定を証するため、本書12通を作成し、協定者は記名押印のうえ各自1通を保有する。

(沿革)	昭和 52 年	7 月 13 日	制定	昭和 56 年	4 月 24 日	改訂
	昭和 58 年	4 月 22 日	改訂	昭和 60 年	3 月 25 日	改訂
	昭和 60 年	12 月 1 日	改訂	昭和 61 年	4 月 24 日	改訂
	昭和 61 年	10 月 1 日	改訂	昭和 62 年	10 月 1 日	改訂
	平成 2 年	9 月 1 日	改訂	平成 8 年	4 月 23 日	改訂
	平成 9 年	4 月 22 日	改訂	平成 11 年	4 月 20 日	改訂
	平成 13 年	5 月 9 日	改訂	平成 14 年	4 月 25 日	改訂
	平成 17 年	4 月 26 日	改訂	平成 19 年	10 月 1 日	改訂
	平成 22 年	7 月 1 日	改訂	平成 24 年	6 月 20 日	改訂
	平成 27 年	4 月 24 日	改訂	平成 28 年	4 月 22 日	改訂
	平成 29 年	4 月 24 日	改訂	平成 30 年	4 月 24 日	改訂
	平成 31 年	4 月 22 日	改訂	令和 3 年	5 月 17 日	改訂
	令和 4 年	7 月 1 日	改訂	令和 5 年	4 月 27 日	改訂

協定者

E N E O 株式会社

仙台製油所長

山 縣 厚

全農エネルギー株式会社

基地部長

長尾 佳樹

東北電力株式会社

新仙台火力発電所長

千 葉 耕 助

仙台市ガス局港工場

仙台市ガス事業管理者

中 鉢 健 嗣

東邦アセチレン株式会社

多賀城工場長

田 中 一 視

J F E スチール株式会社

棒線事業部仙台製造所長

田 中 秀 栄

株式会社仙台サンソセンター

常務取締役工場長

田 中 政 宏

日鉄建材株式会社

仙台製造所長

鈴 木 一 正

東洋製罐株式会社

仙台工場長

楠 幸

キリンビール株式会社

仙台工場長

末 武 将 信

石油資源開発株式会社

執行役員長岡事業所長

中 野 正 则

仙台パワーステーション株式会社

仙台パワーステーション取締役所長

中 田 伸 一

仙台パワーステーション

## 仙台地区共同防災規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）第19条第2項に基づき、仙台地区共同防災組織並びに仙台地区共同防災センター（以下「防災センター」という。）の運営に関する基準を定め、もって共同防災組織の構成事業所（以下「構成事業所」という。）における災害の発生または拡大の防止をはかる目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### (1) 構成事業所

仙台地区の共同防災組織を構成している次の事業所をいう。

E N E O S 株式会社仙台製油所、全農エネルギー株式会社仙台石油基地、東北電力株式会社新仙台火力発電所、仙台市ガス局港工場、東邦アセチレン株式会社多賀城工場、J F E スチール株式会社棒線事業部仙台製造所、株式会社仙台サンセンター、日鉄建材株式会社仙台製造所、東洋製罐株式会社仙台工場、キリンビール株式会社仙台工場、石油資源開発株式会社長岡事業所仙台パイプライン管理事務所、仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーション

##### (2) 防災センター

共同防災組織の委託を受けて、E N E O S 株式会社仙台製油所が同社敷地内に設置した共同防災活動を実施するためのセンターをいう。

##### (3) 災害

火事、爆発、石油等の漏えい若しくは流出、その他の事故または地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

#### (適用範囲)

第3条 この規程は、共同防災組織を構成する全事業所について適用する。

### 第2章 防災センターの組織編成及び任務

#### (防災センターの組織)

第4条 防災センターは、E N E O S 株式会社仙台製油所に設置し、防災センターに陸上防災隊、海上防災隊及び事務局を設ける。

② 前項の陸上防災隊、海上防災隊及び事務局の組織は別表－1のとおりとする。

(所長)

第5条 防災センター所長（以下「所長」という。）に、E N E O S 株式会社仙台製油所の保安担当グループマネージャーをあてる。

②所長は、防災センターの総指揮にあたる。

③所長が不在のときは、所長代行者として所長が予め指名した者（E N E O S 株式会社仙台製油所保安担当者）をあてる。

(防災隊、事務局の構成)

第6条 防災センターの陸上防災隊、海上防災隊（以下「防災隊」という。）及び事務局の編成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上防災隊（消防車隊） 消防車隊隊長

大型化学高所放水車	2台
泡原液搬送車	2台
甲種普通化学消防車	1台

(2) 海上防災隊 海上防災隊隊長

オイルフェンス展張船	1隻
油回収装置	1基
補助船	1隻

※ 各隊の防災要員は石炭法の定めるところによる。

(3) 事務局 事務局員 若干名

(防災資機材)

第7条 防災センターに備え付ける防災資機材等は、別表－2のとおりとする。

(任務)

第8条 消防車隊隊長及び海上防災隊隊長（以下「防災隊長」という。）は、所長の命を受けて隊員を指揮監督し、主管業務を処理する。

② 所長はあらかじめ、別途防災隊長職務代行者を定め、防災隊長職務代行者は防災隊長に事故あるとき、または不在のときはその職務を代行する。

③ 隊員は、上司の命令を受け、所管の業務に従事する。

(勤務)

第9条 防災センター所属員の勤務は、E N E O S 株式会社仙台製油所の取り決める規則による。

(分掌業務)

第10条 防災隊及び事務局の業務分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上防災隊

- ア 陸上防災活動に関すること。
- イ 防災資機材等の整備・点検に関すること。
- ウ 陸上災害に係る通信連絡に関すること。

(2) 海上防災隊

- ア 海上防災活動に関すること。
- イ 防災資機材等の整備・点検に関すること。
- ウ 海上災害に係る通信連絡に関すること。

(3) 事務局

- ア 連絡調整に関すること。
- イ 防災資機材等の整備計画に関すること。
- ウ 隊長及び隊員の教育・訓練に関すること。
- エ 経理に関すること。
- オ その他防災センターの運営に必要な事務に関すること。

### 第3章 防災資機材・資料等の整備と点検

#### (防災資機材等の整備・点検)

第11条 防災隊は、別に定める「防災センター活動計画」に基づき防災資機材等の整備・点検を徹底し、機能の保全に努めなければならない。

#### (資料の整備)

第12条 防災隊は、構成事業所の防災に関する組織及び業務を行なう者の職務に関する資料を、整備しておかなければならない。

② 防災隊は、構成事業所の主要な施設または設備を明示した書類または図面を整備しておかなければならない。

#### (津波に対する応急対策等)

第13条 津波により当地区が冠水する恐れがある場合は、別に定める避難場所に消防車両を避難させる。

### 第4章 災害発生時の措置

#### (連絡・通報)

第14条 発生事業所から防災センターに対する連絡通報は、別表－3のとおりとする。

#### (出動)

第15条 防災隊は、次の各号に掲げる場合に出動する。

- (1) 構成事業所より、災害発生の連絡を受けたとき。
- (2) 防災隊が構成事業所内の災害の発生を覚知したとき。
- (3) 防災関係機関より、出動要請を受けたとき。
- (4) 災害相互応援協定に基づき、出動要請を受けたとき。

(出動の範囲)

第16条 防災隊の出動範囲は、原則として構成事業所内とする。

ただし、前条(3)又は(4)により出動の要請を受けたときは当該地区内の警備及び防災に支障のない範囲において応援出動する。

(出動の通報)

第17条 防災隊が出動するときは、次の各号に掲げる事項をすみやかに当該構成事業所に通報するものとする。

- (1) 出動車輌
- (2) 防災隊長の氏名
- (3) 出動時刻
- (4) その他必要事項

(現場到着の報告)

第18条 防災隊長は、現場到着後直ちに当該構成事業所の自衛防災組織の隊長（以下「当該自衛防災組織の隊長」という。）に対し前条各号に掲げる事項等を報告しなければならない。

(現場指揮)

第19条 防災隊は、現場到着後、当該自衛防災組織の隊長の指揮により防災活動を行なうものとする。

(引き掲げ及び現場点検)

第20条 防災隊長は、事故処理完了後、当該自衛防災組織の隊長の了承を得て引き掲げを行うものとする。

② 防災隊長は、引き掲げの際、人員、防災資機材等の現場点検を行なうものとする。

## 第5章 防災教育及び防災訓練

(防災教育・訓練)

第21条 構成事業所及び防災要員に対する防災教育・訓練計画は、別に定める「防災センター活動計画」に基づき実施する。

② 防災教育訓練の実施責任者は、所長が指名する。

## 第6章 報告及び連絡

(報告)

第22条 所長は、年1回以上構成事業所に対し防災センターの業務報告をしなければならない。

(構成事業所の自衛防災組織と連絡)

第23条 所長及び防災隊長は、常に構成事業所の自衛防災組織と次の各号に掲げる事項に関し、緊密なる連絡を保持し、災害発生時の対策を協議しておかなければならぬ。

- (1) 災害の通報に関すること。
- (2) 防災隊の防災活動に関すること。
- (3) 関係事業所の防災に関する組織及び業務を行なう者の職務に関すること。
- (4) 関係事業所の主要施設または設備に関すること。
- (5) 防災訓練に関すること。
- (6) その他防災活動上必要と認めること。

## 第7章 その他

### (遵守業務)

第24条 防災要員は、この規程を遵守しなければならない。

構成事業所は、この規程を遵守するとともに、勤務する者にも周知徹底をはかる。

### (違反者に対する措置)

第25条 所長は、この規程に違反した防災隊長及び防災要員に対しては、違反事由を明確にし、再教育を実施するものとする。

### (機密事項の漏洩防止)

第26条 防災センターの関係者は、業務上知り得た構成事業所の機密事項を他に漏らしてはならない。

### 付則

この規程は、令和5年4月27日  
から施行する。

(沿革)	昭和52年	7月13日	制定	昭和55年	7月1日	改訂
	昭和56年	4月24日	改訂	昭和58年	4月22日	改訂
	昭和60年	3月25日	改訂	昭和60年	12月1日	改訂
	昭和61年	4月24日	改訂	昭和61年	10月1日	改訂
	昭和62年	10月1日	改訂	平成4年	4月1日	改訂
	平成8年	4月23日	改訂	平成9年	4月22日	改訂
	平成11年	4月20日	改訂	平成13年	5月9日	改訂
	平成14年	4月25日	改訂	平成17年	4月26日	改訂
	平成19年	10月1日	改訂	平成22年	9月1日	改訂
	平成24年	6月20日	改訂	平成27年	4月24日	改訂
	平成28年	4月22日	改訂	平成29年	4月24日	改訂
	平成30年	4月24日	改訂	平成31年	4月22日	改訂
	令和3年	5月17日	改訂	令和4年	7月1日	改訂
	令和5年	4月27日	改訂			

協定者

E N E O S 株式会社

仙台製油所長

山 縣 厚

全農エネルギー株式会社

基地部長

長 尾 佳 樹

東北電力株式会社

新仙台火力発電所長

千 葉 耕 助

仙台市ガス局 港工場

仙台市ガス事業管理者

中 鉢 健 嗣

東邦アセチレン株式会社

多賀城工場長

田 中 一 視

J F E スチール株式会社

棒線事業部仙台製造所長

田 中 秀 栄

株式会社仙台サンソセンター

常務取締役工場長

田 中 政 宏

日鉄建材株式会社

仙台製造所長

鈴 木 一 正

東洋製罐株式会社

仙台工場長

楠 宰

キリンビール株式会社

仙台工場長

末 武 将 信

石油資源開発株式会社

長岡事業所長

中 野 正 則

仙台パワーステーション株式会社

仙台パワーステーション取締役所長

中 田 伸 一

仙台パワーステーション

別表－1

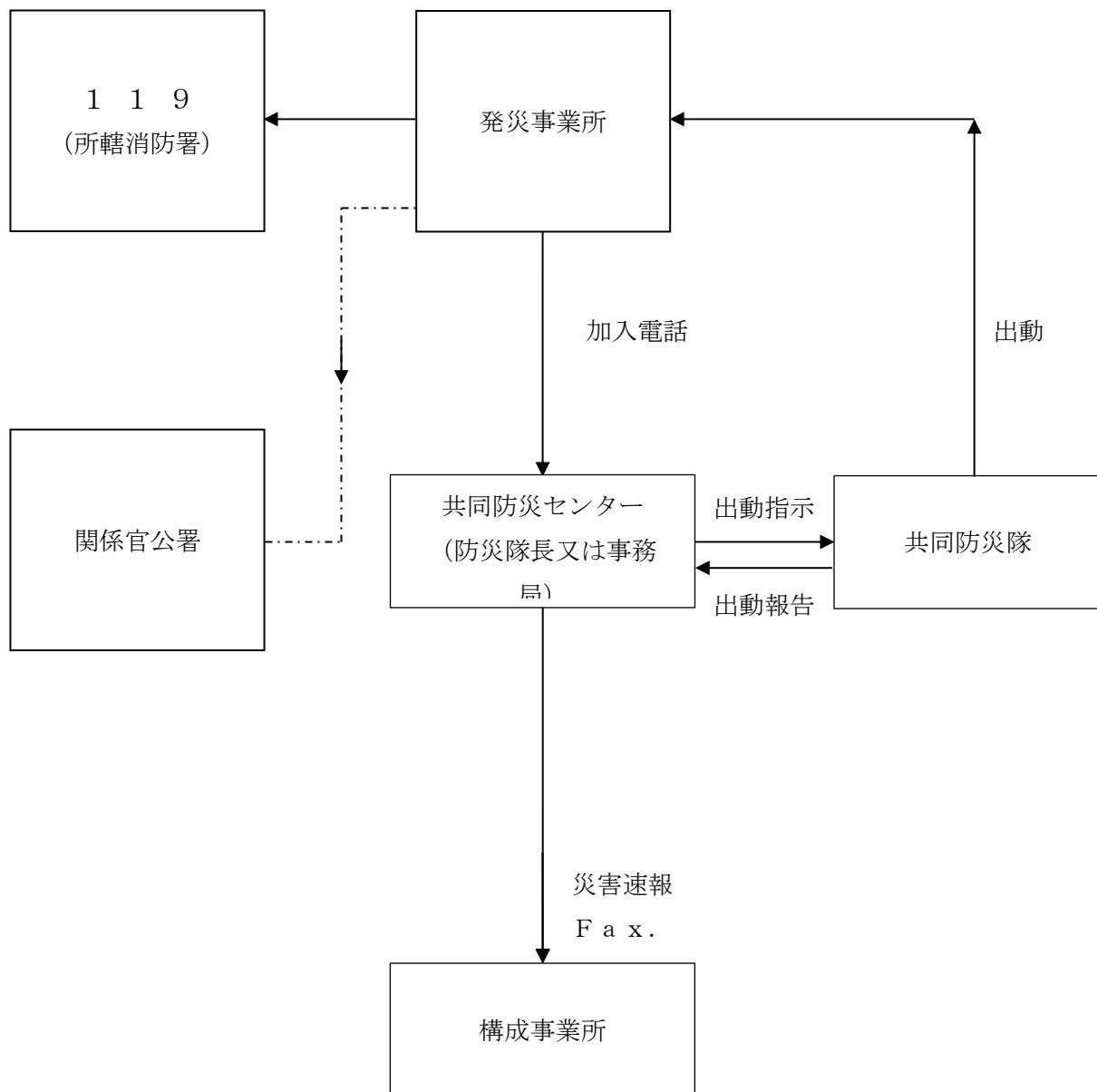
## 防災隊及び事務局の組織

	要員派遣元	本社所在地	事業所所在地	業務分担
陸上防災隊	ALSOK 宮城株式会社	仙台市宮城野区扇町1-8-26	仙台市宮城野区港五丁目1-1	陸上防災活動 防災資機材整備・点検 陸上災害に係る通信等
	ENEOS株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1-2	仙台市宮城野区港五丁目1-1	陸上防災活動
海上防災隊	富士オイルサービス株式会社	七ヶ浜町湊浜字上の流1-1	七ヶ浜町湊浜字上の流1-1	海上防災活動 防災資機材整備・点検 海上災害に係る通信等
	宮城マリンサービス株式会社	塩竈市貞山通1-8-35	塩竈市貞山通1-8-35	海上防災活動 防災資機材整備・点検 海上災害に係る通信等
事務局	ENEOS株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1-2	仙台市宮城野区港五丁目1-1	防災資機材の整備計画 教育訓練立案 経理業務 その他連絡・調整等

別表－2

防災センターに配備する防災資機材等

資機材等の種類	数 量	保 管 場 所
大型化学高所放水車	2 台	ENEOS株式会社 仙台製油所
泡原液搬送車	2 台	〃
甲種普通化学消防車	1 台	〃
泡消火薬剤	29, 880 L	〃
可搬式泡放水砲（銃）	3 基	〃
耐熱服	3 着	〃
呼吸器	3 個	〃
オイルフェンス	1, 080m	〃
オイルフェンス展張船	1 隻	〃
油回収装置	1 基	〃
補助船	1 隻	〃

連絡・通報系統

# 塩釜地区特別防災区域協議会会則

## (名 称)

第1条 本会は、塩釜地区特別防災区域協議会と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月法律第84号）第22条の規程に基づき塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係わる防災に関し、特別防災区域内の特定事業者及び特定事業者以外の事業者（以下「事業者」という。）が、この区域の運営に必要な事象に關し共同して検討し協議を行うことにより一体的な防災体制の推進を図るとともに関係先との折衝等を行い相互の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を推進するため次の事業を行う。

- (1) 特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成に関する事項。
- (2) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究に関する事項。
- (3) 当該事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する共同教育の実施。
- (4) 共同防災訓練実施に関する事項。
- (5) 特別防災区域の発展に必要な事業を行う。
- (6) その他防災に関し必要な事項。

## (組 織)

第4条 本会は、特別防災区域内の会員及び準会員を以って組織する。（別記1）

2 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（第1種事業所）
- (2) 副会長 1名（〃）
- (3) 会計監事 2名（第1種1名・第2種1名）

3 役員は総会において会員の中から選出する。

4 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない

5 本会に別記の賛助会員を置く。

## (役員の職務)

第5条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し本会を代表する。
- (2) 会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。
- (3) 会計監事は会計を監査する。

## (部 会)

第6条 本会目的達成のため海上保安部会を置く。運営方法については、別に細則を定める。

## (会 議)

第7条 会議は、総会及び定例会・臨時会とする。

- 2 総会は毎年4月中に開催するものとし、定例会は毎月開催、臨時会は会長が必要と認めた場合会長が招集する。
- 3 会議の議長は会長があたる。
- 4 会議は会員の合議制とする。

(会費及び会計)

第8条 本会の会費及び会計は次の通りとする。

- (1) 経費は、会費等を以ってこれにあてる。
- (2) 会員、準会員の年会費は別記2のとおりとする。
- (3) 賛助会員の会費は免除とする。
- (4) 会費の納入は毎年4月とする。
- (5) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は塩釜石油基地防災株式会社に置く。

- 2 事務局に書記を置く。
- 3 書記は会長の命を受け本会の事務（会計を含む）に従事する。
- 4 事務局は会議録を作成し、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 出席者の職、氏名
  - (3) 会議に付した案件
  - (4) 会議の経過
  - (5) 議事事項
  - (6) その他の参考事項

(脱 会)

第10条 会員又は準会員が脱会を希望する場合は、脱会の3ヶ月前までに会長宛に脱会届を提出するものとする。

- 但し、脱会日は原則として本会の会計年度末とする。
- 2 脱会届を受け取った会長は、定例会又は臨時会に報告し、その取扱いについて協議決定する。
  - 但し、諸般の事情あるいは、その他の特別の理由のない限り脱会届の受理を拒否できないものとする。

(雜 則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は別途協議する。

付 則

この会則は塩釜港石油基地協議会（昭和50年9月1日施行）塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（昭和52年7月1日施行）統合に伴い平成21年4月1日から施行する。

なお、塩釜港石油基地協議会及び塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会の会則改訂履歴は別表のとおりとする。

〔別記1〕

塩釜地区特別防災区域協議会

「会員名」

『会員』 特定事業所 5社

- 第1種事業所
  - ・出光興産株式会社 塩釜油槽所
  - ・ENEOS株式会社 塩釜油槽所
  - ・東西オイルターミナル株式会社 塩釜油槽所
  - ・出光興産株式会社 貞山塩釜油槽所
  - ・カメリ物流サービス株式会社 塩釜貞山油槽所
- (カメリ株式会社 塩釜油槽所)

『準会員』 その他の事業所 5社

- ・富士興産株式会社 塩釜油槽所
- ・株式会社 東北酸素
- ・大郷運輸株式会社
- ・センコー株式会社 仙台主管支店仙台潤滑油センター
- ・東部ネットワーク株式会社 仙台営業所

『賛助会員』

- ・塩釜地区消防事務組合
- ・塩釜石油基地防災株式会社

[別表]

『履歴』

「塩釜地区特別防災区域協議会」

平成21年4月1日 施行

(塩釜石油基地協議会と塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会の統合)

「塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会」

昭和52年7月1日 施行

昭和55年4月1日 一部改訂

昭和62年11月 日 一部改訂（準会員1社脱会削除）

平成3年4月1日 一部改訂（会費改訂及び準会員4社脱会削除）

平成4年12月1日 一部改訂（別記会員名の変更）

平成5年12月1日 一部改訂（別記会員名の変更）

平成11年4月22日 一部改訂（別記会員名の変更）

平成11年5月18日 一部追加改訂（第9条の追加）

平成12年4月20日 一部改訂（別記会員名の変更及び正会員1社脱会削除）

平成15年11月1日 一部改訂（別記会員名の変更）

平成17年4月1日 一部改訂

平成17年4月1日 一部改訂（別記会員名の変更及び正会員1社脱会）

平成18年9月29日 一部改訂（別記会員名の変更）

平成19年4月1日 一部改訂（別記会員名の変更）

「塩釜地区特別防災区域協議会」

平成21年4月1日 名称改訂（塩釜石油基地協議会と塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会の統合）

平成22年12月1日 一部改訂（別記会員名の変更）大郷運輸(株)入会

平成23年4月1日 一部改訂（正会員1社脱会）シナネン(株)

平成23年11月1日 一部改訂（別記会員名の変更）センコー(株)入会

平成23年12月1日 一部改訂（別記会員名の変更）カマイ物流サービス（営）入会

平成24年6月1日 一部改訂（別記会員名の変更）

平成26年6月1日 一部改訂（別記会員名の変更）EMGマーケティング合同会社 塩釜油槽所

平成29年1月1日 一部改訂（別記会員名の変更）東燃ゼネラル石油株式会社 塩釜油槽所

平成29年4月1日 一部改訂（別記会員名の変更）JXTGエネルギー株式会社 塩釜油槽所

平成30年4月1日 一部改訂（準会員1社入会）東部ネットワーク株式会社 仙台営業所

平成31年4月1日 一部改訂（別記会員名の変更）富士興産株式会社 塩釜油槽所

令和元年7月9日 一部改訂（別記会員名の変更）出光興産株式会社 貞山塩釜油槽所

令和2年7月14日 一部改訂（別記会員名の変更）ENEOS(株)塩釜油槽所

# 塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域 共同防災規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域共同防災組織（以下「共同防災組織」という。）が行うべき業務に関する事項並びに共同防災組織に置く防災要員（以下「防災要員」という。）及び防災のための施設、設備又は資機材等（以下「防災資機材」という。）に関する事項について定め、もって共同防災組織の構成事業所（以下「構成事業所」という。）における災害（以下「災害」という。）の発生又は拡大を防止することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため必要な事項は、法及び関連法規に定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

災 害…火事、爆発、石油等の漏洩、若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

## 第2章 運 営

### (共同防災組織の運営)

第3条 共同防災組織の運営は、塩釜地区特別防災区域協議会（以下「協議会」という。）により行うものとし、その事務局を共同防災センター（以下「防災センター」という。）に設けるものとする。

### (共同防災組織の構成事業所)

第4条 共同防災組織の構成事業所は別表第1のとおりとする。

### (業務の委託)

第5条 共同防災業務を次の者に委託する。

塩釜市貞山通り三丁目13-5

塩釜石油基地防災株式会社

## 第3章 編成及び職務

### (共同防災組織の編成)

第6条 共同防災組織の編成は、別表第2のとおりとし、共同防災業務を遂行するものとする。

### (防災センターの組織)

第7条 防災センターの組織は別表第3のとおりとする。

### (所長の職務)

第8条 防災センターの所長（以下「所長」という。）には第5条の共同防災業務受託業者の代表者をもつてこれにあてる。

2 所長は防災センターの業務を総括管理する。

- 3 防災センターの業務は別に定める。
- 4 所長が不在のときは指揮監督者がこれを代行する。
- 5 指揮監督者不在のとき、又は休日及び夜間は、指揮代行者をもって所長代行者とする。  
(指揮監督者の職務)

第9条 共同防災組織防災隊を指揮し、監督する者（以下「指揮監督者」という。）は計画的に防災要員に対して防災教育、防災訓練を実施するとともに防災のための施設、設備又は資機材等の点検、整備の状況を把握する等、防災体制の確立維持、施設等の管理を行うものとする。

- 2 指揮監督者は発災時には防災要員を指揮し、発災事業所に出動するものとする。
- 3 指揮監督者は発災事業所に到着の後は発災事業所長の指揮下に入り、災害の鎮圧及び拡大の防止に関する業務を適切に遂行するものとする。

(防災要員の職務)

第10条 防災要員は、防災知識と技術向上のため、積極的に防災教育、防災訓練を受け、防災資機材等の操作に習熟するなど、有事の防災活動に備えるとともに、災害の発生又は拡大の防止のために必要な業務を行うものとする。

- 2 防災要員は、防災資機材等の点検、整備を行うとともに、その結果を記録するものとする。  
(指揮監督者及び防災要員の職務の代行)

第11条 指揮監督者及び防災要員が、旅行又は疾病その他の事由のためその職務を行う事が出来ない場合は、あらかじめ選任された者が代行するものとする。

## 第4章 防災隊の編成及び防災資機材等の備付

(共同防災組織防災隊の編成)

第12条 共同防災組織防災隊の編成は、次のとおりとする。

### 1 陸上防災隊

- (1) 陸上防災隊は指揮監督者の指揮監督を受け、陸上防災活動等に関する業務を行うものとする。
- (2) 陸上防災隊の防災要員のうち、甲種普通化学消防車、及び普通高所放水車の機関員（以下「機関員」という。）は、指揮監督者、又は指揮監督者代行を含む3名とし、常に出動できる体制にあるものとする。
- (3) 陸上防災隊のその他の防災要員は、構成事業所の勤務員が兼務するものとする。
- (4) (3)のその他の防災要員の代行者は、構成事業所の勤務員が兼務することができる。

### 2 海上防災隊

- (1) 海上防災隊は指揮監督者の指揮監督を受け、海上防災活動等の業務を行うものとする。
- (2) 海上防災隊は、乗組船舶職員1名とその他の防災要員2名により編成するものとする。
- (3) 乗組船舶職員及びその他の防災要員については、構成事業所が指定した勤務員により編成するものとする。

なお、協議会長は前月20日までに別表第5による割振表を防災センターに提示するものとする。

### 3 その他の防災要員については、陸上防災隊と海上防災隊を兼務することはできないものとする。

(資機材の備付)

第13条 防災資機材の備付は次のとおりとする。

- (1) 甲種普通化学消防車 1台

(2) 普通高所放水車	1 台
(3) 泡消火薬剤	7,560リットル
(4) 可搬式泡放水砲	1 基
(5) 可搬式放水銃	1 基
(6) 耐熱服	2 着
(7) 呼吸器	2 ヶ
(8) オイルフェンス	540メートル
(9) オイルフェンス展張船	1 隻

## 第5章 教育, 訓練

### (防災教育)

第14条 指揮監督者は防災要員に対し、他に定めがあるもののほか、次の項目について、年間計画をたてて防災教育を行うものとする。

- (1) 防災に関すること。
- (2) 防災技術に関すること。

2 指揮監督者及び防災要員は石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく宮城県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の防災教育協議会の防災教育、及び防災関係機関による防災教育等に積極的に参加するものとする。

### (防災訓練)

第15条 共同防災組織の訓練は次によるものとする。

- (1) 日常訓練 必要に応じ適宜実施する。
- (2) 定期訓練 年間2回以上実施する。
- (3) 総合訓練 年1回以上実施する。

定期訓練、総合訓練についてはその都度、訓練計画を作成するものとする。

2 指揮監督者及び防災要員は、防災計画に基づき防災関係機関の行う防災訓練協議会・構成事業所の行う共同防災訓練等に積極的に参加するものとする。

## 第6章 防災資機材等の点検

### (防災資機材等の点検)

第16条 防災資機材等の点検及びその結果の記録は、別に定めるところにより防災要員が実施し、その点検状況は指揮監督者が、常に把握するものとする。

## 第7章 防災活動

### (防災活動)

第17条 共同防災組織防災隊は、次の場合に出動し、災害の発生防止又は拡大の防除に努めるものとする。

- (1) 区域内において自然現象あるいは危険物の漏洩等のため災害発生のおそれが著しく大であるとき。
- (2) 区域内に災害の発生を覚知したとき。

- (3) 構成事業所より出動の要請があったとき。
- 2 近隣地区で災害が発生し応援の要請を受けた場合は、協議会長の判断により出動させができるものとする。

## 第8章 書類又は図面の整備

(構成事業所の施設又は設備を明示した書類及び図面の整備)

第18条 共同防災組織は、構成事業所の各施設地区内の防災活動上必要な、主要な施設、設備を明示した書類又は図面を、災害発生時直ちに使用に供せられるよう整備しておくものとする。これらの図面、書類は変更の都度更新し、常に現状に即したものにしておくものとする。

## 第9章 構成事業所との連絡調整等

(共同防災組織と構成事業所との連絡調整等)

第19条 共同防災組織と構成事業所の自衛防災組織との防災活動に関する連絡調整等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 災害発生時の連絡通報は別表第4のとおりとする。
- (2) 自衛防災組織との連絡調整、共同防災組織は自衛防災組織と協力して、災害の発生、拡大の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(構成事業所の防災関係者の職務及び組織)

第20条 共同防災組織は、構成事業所の防災関係者の職務及び組織の現状を把握するものとする。

(本規程に違反した指揮監督者及び防災要員の措置)

第21条 この規程に違反した指揮監督者及び防災要員は、協議会の協議により措置するものとする。

## 第10章 そ の 他

(災害補償)

第22条 指揮監督者及び防災要員が訓練、出動時に被った災害の補償については、別に定めるものとする。

(機密情報の漏洩防止)

第23条 指揮監督者及び防災要員は、防災活動上知り得た、構成事業所の機密に属する情報については、他にもらしてはならない。

(規程の改正)

第24条 この規程の改正は構成事業所の協議によるものとする。

### 付 則

この規程は昭和52年7月14日から施行する。

昭和58年2月1日	一部改正
昭和61年4月1日	一部改正
昭和62年3月18日	一部改正
平成3年4月1日	一部改正

平成4年12月1日	一部改正
平成5年12月1日	一部改正
平成8年2月1日	一部改正
平成10年11月1日	一部改正
平成11年4月1日	一部改正
平成12年4月1日	一部改正
平成14年6月1日	一部改正
平成15年11月1日	一部改正
平成16年10月20日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正
平成18年9月29日	一部改正
平成21年4月14日	一部改正（協議会統合による）
平成23年4月1日	一部改正（シナネン株撤退による）
平成24年6月1日	一部改正
平成25年4月1日	一部改正
平成26年4月8日	一部改正
平成28年4月8日	一部改正
平成29年1月1日	一部改正
平成29年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和元年7月9日	一部改正
令和2年7月14日	一部改正

(別表第1)

共同防災組織の構成事業所

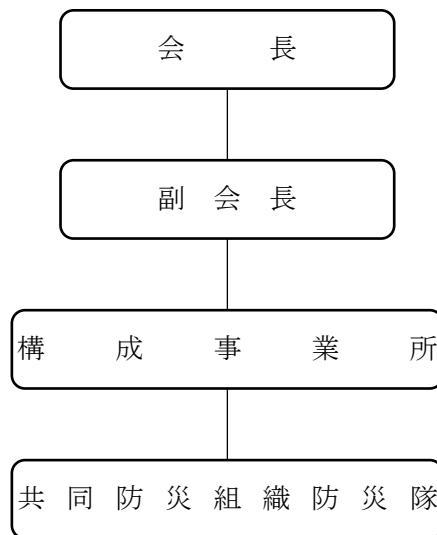
事 業 所 名	所 在 地	面 積 (m <sup>2</sup> )		従業員数	立地年月	特定事業所の種 別	電話番号 (時間外)
		敷地	建物				
ENEOS(株) 塩釜油槽所	塩竈市貞山通 二丁目8の1	34,453	1,763	14	昭31.7	第一種	364-9557 (〃-〃)
カメイ物流サービス(株) 塩釜貞山油槽所	塩竈市貞山通 二丁目9の1	56,862	2,590	72	〃26.1	〃	365-1131~4 (〃-〃)
出光興産(株)塩釜油槽所	塩竈市貞山通 三丁目1の11	22,773	1,435	10	〃42.2	〃	362-6321 (〃-〃)
出光興産(株)貞山塩釜油槽所	塩竈市貞山通 三丁目16の2	25,500	1,444	9	〃38.3	〃	362-6371 (〃-〃)
東西オイルターミナル(株)塩釜油槽所	塩竈市貞山通 三丁目29の10	55,527	1,933	9	〃39.5	〃	365-6281 (〃-〃)

R6.1.1 現在

(別表第2)

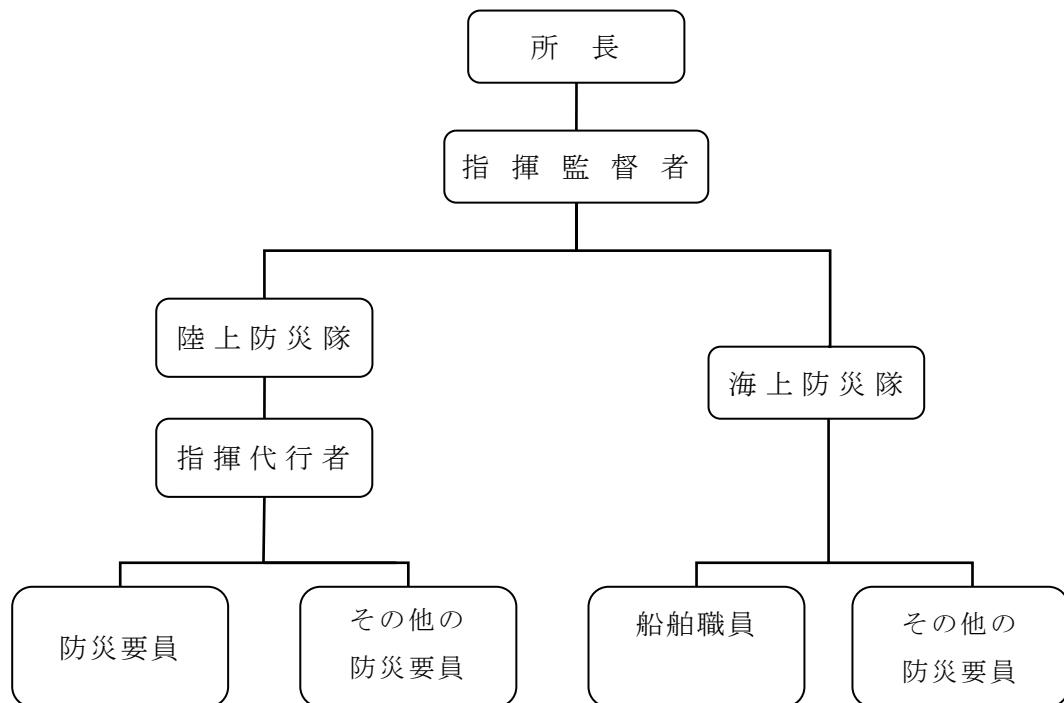
## 共同防災組織編成図

塩釜地区特別防災区域協議会



(別表第3)

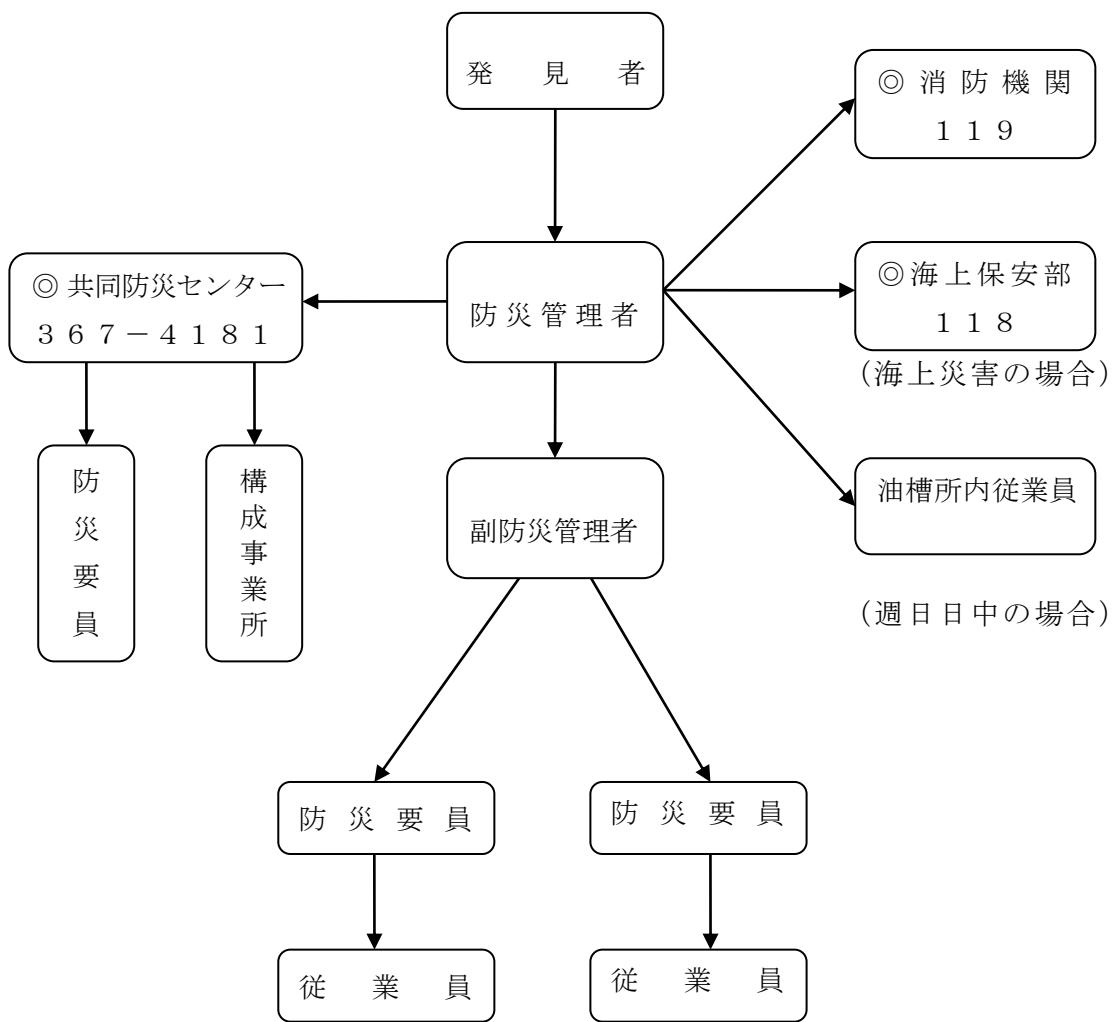
## 共同防災センター組織図



防災要員 8名 その他の防災要員 6名

(別表第4)

### 緊急連絡系統図



構成事業所への連絡は、別に定める区域協議会連絡系統図による。

# 海上防災隊月間割振表

共同防災規程（別表第5）

塩釜地区特別防災区域協議会

年 月分

当番会社	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	#	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜																															
出光興産(株)																																
E N E O S (株)																																
東西オイルターミナル(株)																																
出光興産(株)貞山油槽所																																
カメイ物流サービス(株)																																
適用																																
船=印は 乗組船舶職員の当番会社を示す。																																
防=印は その他の防災要員の当番会社を示す。																																

## 共同防災規程 海上防災業務実施運用基準

- 共同防災組織海上防災隊は、海上防災業務を行なわなければならない第1種事業所とする。
- 共同防災規程第12条第2項第3号乗組船舶職員・オイルフェンス展張船及びその他の防災要員は、第1種事業所5社の当番制とし、基本協定書押印順とする。
- 協議会長は、各月毎に月間当番会社割振表を前月10日までに作成し、各社の了解を得て前月20日まで防災センターに提示する。
- 当番勤務時間は24時間制とし、始業8時より終業翌朝8時までとする。
- 交代の時間は午前8時とする。
- 交代は非番となる会社の乗組船舶職員が、当番となる会社の乗組船舶職員に対し、電話により当務中の区域内の異状の有無、並びに海上防災業務遂行上必要事項について申送り、申継ぎを行い終了する。
- 電話の応答は冒頭に所属会社、氏名を告げ、必要事項を発受信後 別に定める電話連絡帳に記載し所長に報告する。

## 塩釜石油基地災害防止に関する協定書（写）

塩釜市（以下「甲」という。）と末尾記載の各社（以下「乙」という。）とは、石油類、アスファルト、液化ガス（以下「石油類」という。）の防災対策について次のとおり協定する。

### （目的及び方針）

第1条 この協定は、塩釜市民の生命身体及び財産を災害から保護するとともに生活環境を保全するため、石油基地の総合的な防災と環境促進を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため乙は、災害防止は各社（乙の業務に従事する関係機関等の業務は、乙の業務とみなす。「以下同じ」。）の責任であることを基本として関係法規の遵守はもとより、防災技術の活用と、防災施設の整備充実及び塩釜港に出入りするタンカー船の災害事故防止についても慎重も配慮をすることに努めるとともに、甲の防災行政の意向を尊重して適切な防災対策を推進する。

### （緩衝地帯の設定）

第2条 乙は、不測の事態により石油基地から発生する災害が住民地帯に波及することを防止するため、石油基地と住民地帯の境界に緩衝地帯を設置する。

2 その用地確保のため所有者との折衝については、甲が協力する。

### （消防道路の新設）

第3条 乙は、石油基地の防災活動の万全を期するため消防用道路を建設する。

### （危険物施設に対する消防設備の強化）

第4条 乙は、危険物施設の自主検査を隨時励行し、保安の万全を期すとともに、危険物施設の消防設備及び保安設備の強化措置を講ずる。

### （消火薬剤及び油処理剤の確保）

第5条 乙は、火災の発生に備え所要の消火薬剤を保有する。

2 乙は、石油類が流出した場合に備え二次公害のおそれのない薬品及び回収機材を常備する。

### （消火水利の整備）

第6条 乙は、断水時及び最干潮における消防用水を確保するため固定式海水吸水口を設置する。

### （自衛消防組織の強化）

第7条 乙は、各社の相互援助協定を強化厳守するとともに、自衛消防隊の教育訓練の徹底を図り、甲は訓練に協力する。

### （災害発生時の措置）

第8条 乙は、災害が発生したとき、又は、甲若しくは乙がそのおそれがあると判断したときは、すみやかに万全の措置を講じその排除に努めるとともに、必要とするときは操業の短縮又は停止の措置を講ずる。

2 災害により被害が発生したときは、甲、乙協力して調査を行い、その原因が乙にあると認められたときは、過失の有無にかかわらず乙は、誠意をもってその被害補償の協議に応じすみやかに問題を解決する。

### （立入検査）

第9条 甲が災害防止のため必要と認めるときは、石油基地施設に立ち入って検査をすることができる。

(協定の履行と責任)

第10条 乙の各社は相互協力して、この協定の履行にあたるものとする。

2 この協定に基づく乙の履行責任は、それぞれ各社が負うものとする。

(施設の整備)

第11条 乙は、甲が石油基地のため整備を必要とする施設の建設並びに物件費については、甲との協議に応じ応分の負担をする。

(その他)

第12条 この協定に定められた事項についての履行期間および条件については、甲、乙協議して覚書を交換する。

2 この協定に定められた事項の疑義または改定の必要が生じたときは、そのつど、甲、乙協議して定める。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、石油基地に石油類の貯蔵並びに取扱い施設が存続する期間とする。この協定を証するため本書12通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和48年12月17日

甲 塩釜市長

乙 出光興産株式会社仙台支店長ほか10名（省略）

## 覚書（写）

塩釜港石油基地災害防止に関する協定をもって履行するため、塩釜市（以下「甲」という。）と末尾記載の各社（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を交換する。

### （緩衝地帯の設定）

第1条 乙は、石油基地と住民地帯の境界に、昭和50年3月末まで次の施設を設定する。

1. 石油基地西側山林を底辺約15メートル、高さ約10メートル以上、上部巾員約5メートル以上の自然防護壁としてその用地確保ため、所有者との折衝については、甲が行う。
2. 前項の自然防護壁のほか乙は、甲の指定する別添図面赤線の地域に対しては、高さ2メートル、延長700メートルの防護壁を建設する。
3. 別添図面緑線の場合に甲の指定する植樹を行い、緑地を設ける。

### （消防道路の建設）

第2条 乙は、石油基地背面西側に巾員8メートル（側溝付）、延長570メートルの消防用道路を昭和49年3月末までに建設する。

2. 用地の確保のため、土地所有者との折衝については、甲が協力する。

### （危険物施設に対する消防設備の強化）

第3条 乙は、危険物施設の保安に万全を期するため、次の設備強化を図る。

1. 第1石油類を貯蔵する屋外貯蔵タンクに、冷却散水装置を順次設置し昭和51年3月末までに完了する。
2. 常時石油類を取扱う一般取扱所（タンクローリー積場、タンク車積場）に、電動式又は手動式の非常警報設備を昭和49年3月末までに設備する。ただし、<sup>さん</sup>橋上の設備は、非常電話をもってこれに替えることができる。
3. 液化ガス充てん所にガス検知警報設備を昭和49年12月末までに設置する。
4. 危険物一般取扱所タンクローリー積場には、<sup>あわ</sup>泡消火設備（泡ヘット）を昭和51年3月末までに設置する。
5. 地震等の震動に対処するため、鉄筋コンクリート造り防油堤外に更に土盛り若しくは、2重防油堤を昭和51年3月末までに設置する。ただし、構築困難な場所については、甲の指示に従うものとする。

### （消火薬剤および油処理剤等の確保）

第4条 乙は、火災発生及び石油類が流出した場合等の処理を考慮して、常時次の対処を講ずる。

1. 消火薬剤の確保量（乙各社合計量）24,900リットル以上
2. 流出油処理剤の確保量（乙各社合計量）
  - (1) 流出油処理剤 9,000リットル以上
  - (2) 油吸着材 900キログラム以上
3. オイルフェンス

海上流出油の回収と海上火災に対処するため、石油基地前面運河に展張する「オイルフェンス」延長400メートル（各社合計量）を保存し、塩釜港石油基地協議会で保管する。

#### 4. 作業船の常備

エンジン付作業船を各社毎、若しくは、各桟橋毎に常置する。

##### (消防水利の整備)

第5条 乙は、断水時及び最干潮時の消防用水を確保するため、次の施設を昭和51年3月末までに設置する。

1. 各社の桟橋入口附近に、固定式海水吸水口を設置する。
2. 初期消火作業の能率化をはかるため、隣接油槽所の一方と消火配管を接続する。
3. 消防自動車がすみやかに消火できるように水槽に取水装置を設置する。

##### (自衛消防組織の強化)

第6条 乙は、各社による自衛消防隊、3隊（1隊11人）以上を組織し教育訓練の徹底を図る。

##### (防災施設)

第7条 乙は、石油基地のため整備する防災施設（市の仕事に基づく泡原液輸送用タンク付消防ポンプ自動車1台の購入及び泡原液貯蔵タンク10キロリットル、1基設置）費用を負担する。

##### (覚書の履行と責任)

第8条 この覚書に基づく乙の履行責任は、それぞれ各社が負う。

##### (その他)

第9条 この覚書に疑義又は改定の必要が生じたときは、そのつど、甲、乙協議して定める。この覚書を証するため、本書12通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

昭和48年12月17日

昭和60年5月31日一部変更

（図面省略）

## 災害相互応援協定書

仙台地区共同防災運営協議会（以下「甲」という。）と塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「乙」という。）は、『宮城県石油コンビナート等防災計画』の応援要請計画の定めるところにより、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の特別防災区域内での災害発生に際して、応急措置の実施及び災害の拡大防止を図るため、相互に応援することを目的とする。

### （応援出動）

第2条 この協定による応援は、受援地の協議会会長（以下「会長」という。）の要請に基づいて出動するものとする。ただし、災害の規模に照らし緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず出動することができる。

### （応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、受援地の会長から電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明確にして、応援側の会長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 灾害の発生場所
- (3) 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他応援に関し必要な事項

### （応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた会長は、当該区域内の警備及び防災に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援の要請を受けた会長は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を受援側の会長に通知するものとする。

### （応援隊の活動）

第5条 応援隊の活動は、次によるものとする。

- (1) 応援隊は、受援側の会長の指揮の下に活動するものとする。
- (2) 応援隊の長は、現場到着、引揚げその他消防活動の状況を受援側の会長に報告するものとする。

### （合同訓練等）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ合同訓練等を実施するものとする。

### （資料等の交換）

第7条 甲及び乙は、防災資機材の保有状況等必要な資料及び情報を相互に交換するものとする。

### （応援に要した費用の負担）

第8条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 消費燃料、機械器具の小破損の修理及び派遣隊員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。

(2) 消火薬剤等を大量に使用した場合及び機械器具の修理が大規模な場合等の費用は、甲、乙協議のうえ決定する。

(3) 前2号に掲げる以外の費用は、受援側の協議会がこれを負担する。

(応援に際しての損害の負担)

第9条 応援に際しての損害の区分は、次のとおりとする。

(1) 応援隊の隊員が受けた損害は、労働者災害補償保険法によるものとし、それ以外については、受援側の協議会が負担する。

(2) 応援隊が第三者に与えた損害で、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を越えるもの及びその他の損害については、受援側の協議会がこれを負担する。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議のうえ、決定する。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成8年3月27日

協定者

仙台地区共同防災運営協議会 会長 武藤正徳

塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 会長 菅井 隆

# 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

## (目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

## (応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

## (応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

## (応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
  - (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
  - (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
  - (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
  - (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

## (応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

(2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整

(3) ブロック幹事が行う活動の支援

(4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ

(5) 新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

(2) 第4条第4項に定める応援の要請

(3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

## 指定ブロック

## 別表（第3条関係）

ブロック	都道府県	市町
①	北海道, 青森県, 秋田県, 岩手県, 山形県, 宮城県	室蘭市, 釧路市, 苫小牧市, 伊達市, 石狩市, 北斗市, 青森市, 八戸市, 秋田市, 男鹿市, 久慈市, 酒田市, 仙台市, 塩竈市, 多賀城市
②	茨城県, 千葉県, 神奈川県	北茨城市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 市原市, 袖ヶ浦市, 横浜市, 横須賀市
③	新潟県, 富山県, 石川県, 愛知県, 三重県	新潟市, 富山市, 金沢市, 半田市, 碧南市, 東海市, 知多市, 四日市市
④	大阪府, 和歌山県, 岡山県, 香川県, 愛媛県	堺市, 泉大津市, 松原市, 高石市, 海南市, 有田市, 倉敷市, 玉野市, 坂出市, 松山市
⑤	広島県, 山口県, 福岡県, 佐賀県, 大分県, 熊本県, 鹿児島県, 沖縄県	大竹市, 下関市, 宇部市, 周南市, 防府市, 岩国市, 山陽小野田市, 和木町, 北九州市, 中間市, 唐津市, 大分市, 八代市, 鹿児島市, うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

## 協定者

室蘭市長	青山剛	釧路市長	假名大也
苫小牧市長	岩倉博文	伊達市長	菊谷秀吉
石狩市長	田岡克介	北斗市長	高谷寿峰
青森市長	鹿内博	八戸市長	小林眞
秋田市長	穂積志	男鹿市長	渡部幸男
久慈市長	山内隆文	酒田市長	阿部寿一
仙台市長	奥山恵美子	塩竈市長	佐藤昭
多賀城市長	菊地健次郎	北茨城市長	豊田稔
千葉市長	熊谷俊人	市川市長	大久保博
船橋市長	藤代孝七	市原市長	佐久間隆義
袖ヶ浦市長	出口清	横浜市長	林文子
横須賀市長	吉田雄人	新潟市長	篠田昭
富山市長	森雅志	金沢市長	山野之義
半田市長	榎原純夫	碧南市長	禰宜田政信
東海市長	鈴木淳雄	知多市長	加藤功
四日市市長	田中俊行	堺市長	竹山修身
泉大津市長	神谷昇	松原市長	澤井宏文
高石市長	阪口伸六	海南市長	神出政巳
有田市長	望月良男	倉敷市長	伊東香織

玉野市長	黒田 晋	坂出市長	綾 宏
松山市長	野志克仁	大竹市長	入山欣郎
下関市長	中尾友昭	宇部市長	久保田后子
周南市長	木村健一郎	防府市長	松浦正人
岩国市長	福田良彦	山陽小野田市長	白井博文
和木町長	古木哲夫	北九州市長	北橋健治
中間市長	松下俊男	唐津市長	坂井俊之
大分市長	釘宮磐	八代市長	福島和敏
鹿児島市長	森 博幸	うるま市長	島袋俊夫

※平成28年3月31日 船橋市脱退

※平成28年7月31日 横須賀市脱退

※平成31年3月31日 千葉市脱退

※令和 2年3月31日 唐津市脱退